

会 議 記 録

会議名称	平成 19 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 19 年 12 月 10 日（月）午後 4 時 00 分～午後 5 時 58 分
場 所	西棟 6 階 第 5・第 6 会議室
出席者	委員 杉本、中村、山本、吉川 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、総務課長、 経理課長、行政改革担当副参事、行政管理担当課長、企画調整担当係 長
配布資料	資料 1 入札・契約制度の改革 資料 2 年度別入札・契約制度の変遷（工事・委託） 資料 3 工事及び委託契約における落札率の推移 資料 4 年度別入札形態別平均参加業者数一覧 資料 5 工事業種別競争入札登録業者数 物品営業種目別競争入札登録業者数 資料 6 平成 18 年度・平成 19 年度 指名停止措置状況一覧 資料 7 第 2 回外部評価（入札監視）委員会審議対象案件一覧 平成 19 年度入札監視委員会 審議案件一覧 資料 8 入札監視委員会報告資料 ・杉並区立芸術会館建築工事入札について（平成 18 年度入 札監視委員会資料）
会議次第	1 開会 2 議事 （1）平成 18 年度入札及び契約に関する外部評価について （2）報告事項 （3）今後のスケジュール等について 3 閉会

○山本会長 それでは、所定の時間になりましたので、ただいまから本年度第2回目の外部評価委員会、今回の議題といたしましては入札監視委員会としての外部評価委員会を、ただいまから開きたいと思えます。

本日お諮りする議題といたしましては、各委員の方にお選びいただきました審議案件について、その入札業務が適正かどうかについてのご審議をいただくわけですが、その前に入札契約制度の改革状況についても、あわせてご説明を伺うということになっております。したがって、お手元に資料1というのと、資料番号がついてございませんが、平成19年度入札監視委員会審議案件一覧というのがあると思えます。資料のご確認はよろしいでしょうか。

本日は、目加田委員が所用で欠席ということでございますが、私も含めて4名の委員が出席でございますので、定足数には達しているということでございます。

それでは、最初に資料1の概要につきまして、事務局、経理課長の方からお願いいたします。

○経理課長 経理課長の田中です。本日はよろしく申し上げます。会長からお話がありましたように、説明資料は、二種類ありますが、一つの方が資料1から資料7の頭紙までとじてあります。もう一つが、資料7の内訳になりますけれども、審議案件の資料でございます。

まず、私の方からの資料1から、これは本年第1回の委員会でもお配りしたものでございますけれども、ポイントだけ簡単にご説明いたします。毎年お示ししているものですので、要点を絞ってご説明いたします。

最初に資料1ですが、表題が入札・契約制度の改革としてございます。これは、杉並区の入札・契約制度の基本的な方針であるとか、あるいはこの間の取り組みなどを示したものでございます。

まず、1ページ、1番のところですが、入札・契約制度の基本的な方針としてございます。記載のとおり、杉並区では、区民の信頼確保、区内業者を中心とした業者の健全育成ということを主眼にいたしまして、四つの方針を定めております。記載のとおり、入札・契約締結における透明性の確保、2番目が公正な競争の促進、3番目が適正な施工・履行の確保、4番目が不正行為の排除といった四つの方針のもとに改革を進めております。

次に、1ページの2番、大きな2番、それからずっとめくっていただくと、5ページに3番というのがありますけれども、その改革の概要を工事と委託に分けて説明をしてございま

す。

それでは、まず工事についてで、ございますけれども、(1)としまして、1ページのところでございますが、透明性の確保策としまして、めくっていただいて2ページの上の方にありますとおり、18年4月から、いわゆる一者随契の理由、その具体的な理由をホームページ上で公開するといった点、一つ飛びまして、19年4月からは、予定価格3,000万円以上の案件について、それまでの事前公表を改めて予定価格の事後公表へ変更したといったような点がございます。

次に、(2)の公正な競争の促進というところでございますが、19年4月より、記載のとおり一般競争入札の参加で、区外業者の参加枠の拡大を図ってございます。

それから、ちょっとページが飛びますが、今、18年、19年で変更のあったところだけをご説明させていただいておりますが、次、5ページの中ほどに飛びまして、(5)の中ですが、新たな入札・契約制度に向けての改革ということで、工事で2,000万円以上、委託等で入札見積競争の全案件で、電子入札の拡大を図ってきております。このあたりが、18年、19年の主な改正でございます。

また、その下、大きな3番で、今度は委託の方の概要でございますけれども、次のページです、6ページの上段ぐらいのところに記載してありますが、18年4月には、工事と同様に一者随契の理由を具体的に公表し、19年4月からは、予定価格2,000万円以上の委託案件を一般競争入札で実施して、その拡大を図ってきております。次に、(2)の適正な履行の確保というところでございますが、18年1月には、自治法の改正を受けまして、長期継続契約の条例を制定して、リース契約などについて、債務負担行為とすることなく、複数年の契約を締結できるようにしてございます。

最後にこうした改革の効果が、6ページ、7ページに記載してございますけれども、ここに記載しているほか、具体的に申し上げますと、18年度の落札率が、17年度に比べまして、工事で約1ポイント、それから、委託の方で約3.3ポイントの低下が見られております。

次に、8ページ、9ページ、これはちょっと横向きになってしまっていますが、工事と委託の区の契約方式をそれぞれ記載した表でございます。18年度は、工事は500万円以上が一般競争、委託は3,000万円以上が一般競争というような状況になってございました。

それから10ページ、11ページは、工事と委託に分けて、18年度の入札の結果について、件数、契約金額、落札率など、これらをまとめた表でございます。一番下の平均落札率のところを見ていただくと、先ほど申し上げましたとおり、18年度が工事で1ポイント、

委託で3.3ポイントと若干の落札率の低下が見られたというところが特徴でございます。

以上が資料1でございますが、ずっと続いていますので、資料2以下も説明をさせていただきます。

○山本会長 はい。

○経理課長 12ページ、13ページに資料2ということで、これは工事委託契約について、入札方法、予定価格の公表あるいは最低制限価格制度などの変遷を年度別に表した資料でございます。内容はここに記載したとおりでございますが、1点、13ページの委託の方ですが、最低制限価格制度の実施という表がございます。ここでは、区の積算価格によるものについては、一部3,000万円以上で最低制限価格制度を実施してはいましたが、ここに記載しておりませんが、19年4月からは、人材派遣などの人件費的経費の比率の高いものについては、試行的に最低制限価格を設けてございます。

次のページ、14・15ページになりますが、これが資料3でございますが、これは工事委託それぞれの落札率の推移を少し細かく表したものでございます。

それから、16ページの資料4でございますが、年度別、入札形態別の平均参加事業者数を示した資料でございます。工事の方は18年度が指名で5.7社、一般競争の方で11.6社ということです。委託の方については同じく7.5社、16.2社というような数字になってございます。

それから、17ページからの資料が、これは資料5になってございますが、これは19年10月1日現在の登録事業者数の業種別の一覧でございます。17、18が工事と、19、20が委託物品関係の登録業者でございますが、小さく枠外に、区内業者、区外業者の別なども示しております。

それから、最後21ページのところから資料6としてありますけれども、指名停止の状況でございます。

以上、大変早口でございますが、資料1から6は例年の資料と同じもので、今年度更新をしているものでございますので、資料6までの説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。主として、最近、杉並区で実施されました入札制度の改革の主要な点についてご説明がありましたが、ご質問あるいはご意見おありかと思いますが、どうぞ。

なければ、1点だけ私の方から先にお尋ねしたいのですが、例の長期継続契約の案件というのは、具体的にはあったんでございますか。落札率に対する効果がありましたでしょうか。

○経理課長 はい。長期継続契約につきましては、先にご送付いたしました審議案件選定資料に含まれております。

○山本会長 どこか、資料はございますか。

○経理課長 本日、長期継続契約のみの資料は、特にご用意はしておりません。

○山本会長 いや、結構。鳥取県の片山前知事が何か効果があったとかおっしゃっていたので、杉並区ではどれぐらい効果があったんですか。

○経理課長 件数は40案件前後ぐらいですね。

○山本会長 落札率への影響はどれぐらい下がったのですか、長期継続契約で。価格は。

○経理課長 大体、主な案件はリース契約でございまして、これまでも単年度契約を継続するものが主でございます。

○山本会長 鳥取では、落札率が2割とか3割下がったと言って、その節減効果があったと片山前知事はおっしゃっていましたが、杉並区ではそれほど下がらなかったのですか、どうなんですか。

○経理課長 手元に明確な資料はございませんが、それほど明確に、条例化したからと言ってかなり大幅に下がったというような傾向はございません。

○山本会長 ない。

○経理課長 ない状況です。

○山本会長 それはどうしたのかな。むしろ、そっちが気になるのですね。おかしいですね。でも、何か効果があるから長期継続契約を導入されたわけですよ。自治法の改正もあったかもしれませんが。

○経理課長 そうですね。基本的には、自治法の改正がありましたので、民間の取引事例に即したような形を自治体でもとろうということでございました。

○山本会長 かなり効果があったと私は聞いているので、期待していたのですが、そうですか。

ほかの方、ご質問、ご意見。中村委員、何かございますか。

○中村委員 一番大きな問題として、やっぱり今、天下りの問題が非常に注目されていますけれども、天下りの調査とか、そういったものはされていらっしゃるのでしょうか。

○山本会長 なるほどね。区の職員のOBがこういう指名業者にどれぐらい行っていて、そこに問題が起こっていないかどうかということですか。天下り自体を否定するということはできないと思いますが、それはどうなのですか。

○政策経営部長 杉並区の場合に、いわゆる関連業者といたしますか、防衛省で問題となっているような事例は、この過去十何年の間、ほとんどないです。区のいわゆる嘱託員という身分や、再雇用ということで、外郭団体みたいなものに推薦を受けていく場合が何件かございますが、いわゆる契約の相手方となる土木関連ですとかゼネコンですとか、そういった関連で行ったのは、平成3年か2年に在職時に部長を務めた者が、退職後1年置いてからどこかに行ったというようことがございました。それ以降はほとんど、当区においてはそういった実績がございません。

○中村委員 ありがとうございます。

○山本会長 吉川委員、杉本委員、何か。よろしいですか。

○吉川委員 特にございません。

○山本会長 これは、事後公表がまだ、これからの来年度の審議にかかる事項ですけど、何か効果はありそうですか。やっぱり、事前と事後と、去年あたり、何かかなりその事前にするから、逆に張りつくのではないかという議論をここでも1回したことがあると思いますけれども。

○経理課長 設計金額3,000万円以上の工事案件を事後公表に変更したのが、19年4月ですので、効果の検証は今後ということになります。

○山本会長 まだ、わかりませんか。

○経理課長 ええ。まだ、実績等細かく分析しておりませんが、やはり一つの懸念として、事前公表はそれなりのもちろん効果・目的があって実施したわけですが、区の予定価格が公表されているわけですので、落札率は高留まりということになりました。そこで今年度から事後公表に切りかえておりますので、ことし1年の推移をもう少し見て、来年のこの委員会では、どういう効果が出たとかといったことをご報告できると思います。

○山本会長 では、よろしいですか、この制度に関する質問は。吉川委員どうぞ。

○吉川委員 すみません。今のお話は、事前公表に――まあ、確かに昨年の委員会ですという議論はあったと思うんですが、それだけの要素じゃなくて、入札参加者がどのくらいいるかによっての方が、僕はその影響が大きいと思うのですが、その事前か事後かということだけに着目して、何か議論したのでしたでしょうかね。

○山本会長 記憶では、確かに、必ずしも業者が多いから落札率が下がったよという傾向は明確ではなかったです。吉川委員がおっしゃるのもその要素もあったのですけれども、高留まりというのは、やっぱり事前公表をしているからじゃないかという議論が、多分議事録に残っていると記憶していますけど。

○吉川委員 それで、事後にしたからと言って、それで、そのまた評価をしても、入札参加者の問題を、一緒に合わせてやらないと、余りにもちょっと一面的な評価になってしまうのではないかと感じたものですから。

○経理課長 委員おっしゃるとおり、落札率については、一概にその参加業者が多ければということはありませんけれども、基本的に、競争性を十分に保つということでは、業者数はやはり多い方が当然競争性も高まるわけですので、健全な競争が図られるということですね、そういった視点は常に持っていたいということでございます。

それから、事後公表にしたのは、高留まりの回避だけじゃなくて、やはり業者の見積能力とか、積算能力が事前公表しますと、一概には言えませんが、やはり一定程度落ちるのではないかというようなこともあって、事後公表を取り入れているといったことがございます。

○山本会長 よろしゅうございませうか。これは具体的な案件の中で、業者の数であるとか、区外業者の数等も、案件審議の中に出てまいります、例年はここら辺でかなり議論があるところですけど、よろしゅうございませうか。

○経理課長 会長、すみません。今のところで、きょうの資料で、資料1の2ページの一番下ですが、19年4月から、一般競争入札参加区外業者の拡大ということでございますが、これは、今まで、区内事業者の1割、最低何者とかですね、ちょっと少なかったのですけれども、これを拡大しております。これは、昨年度ですが、当委員会での各委員の先生方のご指摘等も踏まえて、改革に反映させた部分であります。この点ちょっと私の説明が足りなかったもので、今のご質問にあわせてご報告させていただきます。

○吉川委員 それは、確かにこれは僕もよく覚えているのですが、どのくらいにふやしたのですか。従来は、何か1割、今お話のように1割とか何かあったのですね。

○経理課長 はい。前は、例えば3,000万円以上1億5,000万未満ですと、区外を区内事業者の1割最低2者まで入れるというふうなことでございますけれども、これは3割3者まで拡大したというような一例でございますけれども、拡大をしています。1億5,000万以上になりますと、5割3者まで拡大するというようなことで、従前より拡大を図っていると。

○吉川委員 その3者というのは、各区ですか。区ごと3者という。トータルじゃないですね。

○経理課長 区外事業者として参加です、最低3者を参入させます。

○吉川委員 というのは、大した拡大じゃないですよ。それで、5割になっちゃうのですか。

○経理課長 区内業者数の5割まで入れます。ただし、区内事業者が少なく場合でも、最低3者は入れますよということです。

○吉川委員 3者——最低3者。

○経理課長 原則、例えば1億5,000万円以上の工事であると、区外業者が入ってきた数の5割まで、区外もどうぞということです。ただ、区内が少ないと、区外も当然、そうなるかと少なくなっちゃいますね。そうすると、最低の参加数として3者までは入れますよという仕組みをやっています。

○吉川委員 最低3者は入れてくださいと、逆にそれは要件にしたわけですか。

○経理課長 そうです。

○吉川委員 なるほど。5割は、マキシマムということですか。

○経理課長 そうですね。

○吉川委員 ああ、わかりました。

○山本会長 すると、これは、工事については、ほかの区も同様でしょうけど、落札比率としては、それほどの顕著な効果はまだ起こっていないということですね。残念ながらというか、いや、正当なのかもわかりませんが。これは、ほかの区に比べて、特にいいとか悪いとかという、大体、標準的な状況ですか。杉並の状況は落札比率としてどうですか、ほかの区と比較検討して。

○経理課長 他区を詳細にこう調べたりとかは、できませんけれども……。

○山本会長 まあ、制度が違いますからね。また、比較も難しいと思うのですが。

○経理課長 一つに、18年度については、17年度に比べて、私ども決算のご報告でも1ポイントですけれども少し下がったということで、この傾向が続いていくことをもちろん期待はしております。もう一つは、一概に、当区の場合、特に工事について言いますと、区の設定積算をかなり適正にというか、きちっと行っているという自負もありますので、そういったところに業者さんが、それぞれの積算をして応札をしていくというところで、そんなに大きく落札率が下がらない状況というものもあるのかなというようなことは考えてお

ります。

○山本会長 そうすると、予定価格自身も、案件によっては下がっているということですか。

○経理課長 工事については、予定価格については、東京都の積算基準に準じた区の独自積算基準を持っております。単価表がないものについても、また、区の独自の考え方でつくっているわけですが、そうしたものは、かなり厳正というか適正にやっている自信があります。基本的に、業者の見積、積算も、かなり区の積算基準に基づいて、實際上適正な価格に追いつくような形で算定されているのかなということを感じております。

○山本会長 そちら辺はなかなか難しいですね。だから、比較する場合にね。

○経理課長 そうですね。

○山本会長 予定価格の問題もありますし。

○経理課長 逆に言うと、ちょっと荒っぽい言い方をしますと、予定価格がかなり多めに設定されているという形になりますと、落札率が下がってくるというような状況が数字の上ではあると思います。

○山本会長 そうです。ですから、なかなかこれは難しい話になるのですが、はい、承知いたしました。

どうぞ。

○杉本委員 工事契約と委託契約で、その落札率の落ち方が相当違いますね。委託審議案件は85.08、94.26から15.08と、こうかなり落ちているのですが、工事審議案件の方は余りわずか3ポイントとこういうことですが、これ、何か理由はあるのですか。

○経理課長 そうですね。一つには、先ほど申し上げたとおり、工事については、区独自で設計部門、営繕部門あるいは土木部門が、独自の設計をしているということで、かなり業者の積算と区の予定価格のはじき方とかですね、非常に適正な価格で割とこう一致に近いところまで来ていると推察されます。

委託の方は、一概に言えるかどうかわかりませんが、一部、機械の保守であるとか、建物の保守であるとか、清掃であるとか、区の独自の積算のノウハウを持っているものもありますけれども、委託というのは非常に幅が広いものですので、なかなか区独自の積算ができずに、業者から見積もりをとって、数者の平均を出すとか、あるいは、前回の実績からはじき出すとかということをやっていますので、推測の域をでません。その予定価格がかなり工事と違って、少し緩く見積もってしまうというようなところがあるのかも

しれません。

○山本会長 去年もその議論をしましたね。多分、ことしも同じ議論になると思うのですが、予定価格の設定にあたって、現履行业者や特定の業者数者から見積もりを取って、区で査定して、予定価格をお決めになっていると、こういうシステムでしたよね。さらに見積を提出した業者を指名して入札を行う。それは、やむを得ない側面があると同時に、なかなか透明性に欠けるんじゃないかという議論をしたのを思い出しましたが、それにかかわる問題ですね、まさしく。

それでは、具体論に入りましょうか。では、具体的な10件の案件につきましての説明の方に移ってください。

○経理課長 それでは、資料7というちょっと頭紙がついておりまして、別冊の方がそれぞれの案件の入札経過調書他の関係資料をおつけしておりますので、工事5件、委託5件、計10件でございますけれども、資料をごらんになりながら説明をお聞きいただきたいと思っております。

まず、1番目が、「杉並区上井草スポーツセンター庭球場人工芝張替え工事」という件名でございます。これは、一般競争入札でありまして、発注公告がついていると思っておりますけれども、平成19年1月29日に公告をして、2月14日に入札が行われております。区内6者それから区外4者の計10者から入札の参加申し込みがありまして、入札経過調書をごらんいただきたいと思っておりますけれども、結果としては、ここに示してある区外業者が落札しております。落札率は52.7%でございました。

ただし、本件につきましては、その入札金額がかなり低く、いわゆる低入札価格に関する調査というものを行っております。本案件については、制度適用をしているわけですが、その規定に基づいて設定した基準価格を下回ったために、調査及び調査に基づく審議を行いました。その経過につきましても、その次に、事情聴取書であるとか、審査書をおつけしてございます。

当区では、平成12年度に低入札価格に関する調査規定というものを定めておりまして、原則として2,000万円以上の工事について、予定価格の10分の8から3分の2という範囲内で、調査価格を設定しております。本件で言いますと、約70%、1,593万円というのがその価格の設定でございます。それを下回る場合には、落札の決定を保留しまして、直ちに調査を実施し、調査結果を審査委員会で審査の上に履行の可否を判断して落札とするか否かということを決定しております。本件はこの低入札の調査を行った案件であります。

先ほど申し上げた事情聴取書あるいは審査書に具体的な調査内容などを付記しておりますけれども、概略を申し上げますと、本件につきましては、本件工事と同一の人工芝を使用して施工している工事を現在持っているということで、人工芝の価格をかなり安く入手できるという点、それから、業者の経営状況が良好であるというような点、などなどを総合的に判断して、履行に支障がないという判断をいたしました。その上で落札をしたという経過がございます。

○山本会長 これは、どうしますか。1件1件やりますか。それとも、すべての案件の説明を受けてからにしますか。皆さんどういう方がよろしいですか。

○吉川委員 時間配分がありますが、全部聞きますと、またわからなくなってしまう恐れがあります。

○山本会長 では、1件1件やりましょう。わかりました。

○吉川委員 ええ、一つずつ。

では、質問よろしいですかね。

○山本会長 どうぞ。

○吉川委員 まず、最初の質問は、公告の付されている条件付一般競争入札の「条件付」というのは、どこの部分が条件付になるのですか。条件付入札の場合だと、何が条件なんですか。

○経理課長 入札は一般競争入札が原則ですがけれども、役所の場合、本来的な一般競争入札というのは現実的にあり得なくて、条件がついています。具体的に見ますと、この発注公告文のいろんなところにありますけれども、参加資格条件というところが一番大きなものでして、ここに1から8まで示してありますが、この庭球場の人工芝張替えという工事を履行できる事業者の参加資格をここで条件として設定させていただいているということがございます。1から4番目ぐらいまでは、大体どういったところにも共通するようなものがございます。

一番大きなのは、まず申請業種、運動場施設とありますけれども、まず、どんな業種でもいいというわけじゃなくて、東京電子自治体共同運営に登録業種として運動場施設というもので登録している業者さんであるということなどが、ここに記載しています。

それから、5番と6番ですね、区内業者と区外業者についての、これは若干、区内が有利というような形になってはいますが、区内業者を優遇したような形で、区内、区外業者がそれぞれの参加資格を条件としてつけていくと、こういったことが条件付という意味

でございます。

○吉川委員 今、1から3とか4については、これは大体どこの自治体でもみんなこれはいっていますよね、これは。

○経理課長 はい。

○吉川委員 ということは、これは、私の理解は1から4ぐらいのことは、条件付の条件じゃないと今まで理解していたんですが、これも条件に入っちゃったら、みんな条件付ではないですか。

○経理課長 そうですね。

○吉川委員 そうなんですか。

○経理課長 自治法上、大原則は一般競争入札ということで、要は、だれでもウェルカムということになるわけですけども、実務上は、工事委託等の案件を発注した場合に、それがやはり、極端なことを言うと、だれでもいいというわけではなくて、一定の参加資格を持つ事業者を対象としているということです。

○吉川委員 いや、ですから、一番端的に言ってしまえば、その登録業者というのを決めて、本にしたりして、どこの自治体でも登録者名簿を持っていますよね。あれをつくった時点でも条件付になってしまうということですか、極論を言えば。

○経理課長 そうですね。極論を言うと、そういうことになってしまいます。

○吉川委員 そうですか。そうしたら、もうみんな条件付ですよ。

○経理課長 そうですね。

○吉川委員 それから、じゃあ、中身として、低価格になったので、さっきの幅を持たせているというのは理解はしましたが、その調査の中で、僕は、一応10者が出ているんなら、かなり競争性、一般競争入札に近いことでやった入札制度だと思っているけど、それにしても、こんなに今度は値段が下がると、一体この業界はどうなっているのかというふうに思ったわけで、それで、提案したんですがね。

さっきのその理由づけとして、調査をしたら、ほかのところでも似たようなものを行ったから、そちらからのノウハウというか、何かこう回せるから、だから、特殊、こう安くなったんですよというような説明がありましたですね。その割には、この、12億ですよ、これ。じゃない、120億か。

○経理課長 1,200万円です。

○吉川委員 ごめんなさい、1,200万ですね。に近いところが、結構この全体がばらつき

は、底がぼこっと、ぐっと下の方に飛び抜けて下がっているんじゃないなくて、割かし分布よくしてきているものですからね、こうなると、今のご説明というのは、ちょっと私には納得いかないんですね。今のご説明は、ある特殊要因で、ここだけが下に来ていて、しかもその特殊要因もちゃんと理由がつくと。つまり、同じようなことを横でもやっているから、ノウハウなり、資材までを含めてかもしれませんが、うまく調達できるから安く上がるし、執行能力もあるという特殊的な要素というふうなご説明に受けとめたんですが、特殊の割にはほかの、こう、なだらかにつながっているものですから、そういうことで納得が得られるんでしょうかという疑問なんです。

○経理課長 はい。確かに委員おっしゃるとおり、例えば1番、5番あたりですね、1,300とか1,500という札を入れているところもありますが、そのあたりの応札金額の理由というのは聴取していないのでわかりませんが、場合によると、同じような理由で、どこか近隣で手持ち工事があるというふうなことなのはどうか、それはちょっとわかりません。私ども、制度として、この長谷川体育というところが、一番安い札を入れましたので、そこを一たん落札に原則持っていくわけですがけれども、先ほど言った低入札調査の規定がございますので、すぐに落札にはできないと。事情を聞いて、きちっと、もちろんこの業者については、17年度に同じ杉並区内の運動場の施工実績があって、引き続き参画していきたいというような意欲ももちろんありますし、それから、手持ち工事を持っているということと、あるいはメーカーとの製造・販売の代理店契約を交わしているとか、そういった細かな事情を個々に聞きまして、これは、確かにこの価格で入れてきた理由がある、と。それから、きちっとした履行が確保できるということを調査をさせていただいたわけです。確かに委員おっしゃるとおり、ほかにも若干似たような数字を入れているところがありますので、場合によると、そこも同じようなことだったのかもしれない。

○吉川委員 ということは、この種の人工芝張替えというのは、毎年ある程度これだけ、割と平均的な普通の業務ですよね。これはよくある。そういうことは、年々観測されるこういう現象は、このときに限らず、こういうことの3分の2、8割から3分の2の幅にはみ出さないでも、それなりにこういう傾向があるということですかね。

○経理課長 そうですね。低入調査を実施する工事は、そんなに多くはもちろん入札計画ではありませんけれども、場合によると、その業者側のそのときの特殊な事情というんでしょうかね、手持ち工事があるとか、あるいは職人を抱えていて、どうしても変に遊ばせていられないとか、いろんな事情が個々に出てくる場合がございます。区としては、原則安

く上げていただくというのは、もちろん税金を効果的に使う面で一番よろしいわけですが、ただ、安かろう、悪かろうではもちろんいけませんので、その部分は、先ほど申した制度を基本的に十分活用して、きちっとした履行が仮に確保できなければ、これは落札しないという形で対応しています。

○吉川委員 いや、僕は低価格になるということ自体が別に不安とかいうことではなくて、競争入札としては、非常に自然な格好で出てきているわけで、そこでここまで下がるならば、別に低価格調査なんかなくたって、これが日常的に起こるのであれば、別に構わないということなただけけれども。

さっきのご説明は特殊要因的な感じに受けたので、余り特殊じゃなくて、普通にあることであるならば、これはもうほかがむしろこれと似たような仕事ならば、こういうことが起こるのが普通だというふうに理解していいんならば、それはそれでいいんですけどね。

○経理課長 ケース・バイ・ケースですけども、そういった事情が重なってくると、委員がおっしゃるような現象がほかでも出てくるということはあるかと思えます。

○山本会長 ただ、今の吉川委員のご指摘はごもっともなところがあって、少なくとも材料費分も出していないとか、そういうふうになればおかしくなるわけで、いや、それで、僕も少し気になっているのは、この聴取書の9番目に「第一次下請の予定業者」は書いていますけれども、「及び予定下請金額」の欄が調書欄には書いていないんですが、これは意識的に聞けなかったということですか。これが一番気になるところなんです。予定下請金額はないの、聞けなかったの、9番目の予定下請金額というのは。

いいですか、これは結局、芝の販売先ですよ。大塚家具製造の。そこから幾らに——これ、すぐ材料費のことになりますから、そこは教えてくれなかったということですか。それとも、記載漏れですか、9番目のところは。本来調書からいうと、「及び」ですから、必ず書かなきゃいけないところですよ。いや、むしろそっちの方が気になったわけですけども。そこで、材料費が1,200万円以下であれば、それは可能ですよね。人件費が変動費ですから、ひよっとすると。少なくともこれは、聞くべき情報じゃないんですか。

○経理課長 会長のおっしゃるのは、事情聴取書の9番の……。

○山本会長 そうそう。「第一次下請の予定業者及び予定下請金額」が書いていない。

○経理課長 はい。その聴取、これが2月22日に起こっていますけれども、實際上、聴取をしていないんですね。

○山本会長 でも、聴取をしないというのは、聴取で本来聞くべき内容ですから、問題じ

やないんですか。「及び」ですから。

○経理課長 そうですね。

○山本会長 それは、まさしく吉川委員の問題認識と非常に密接に関連して、少なくとも材料費分は満たしておりますよというのをしない限りにおいては、中間竣工検査をやるというのでは、いわゆる、逆に言うと、もう見積もり自身が物すごく世間の相場より高かっただけかもしれないわけですね。それを来年度以降の契約に見直していくということは、ストーリーとしてはあり得るので、適正な執行だとは思いますが、ちょっと確認と改善が必要な気がしますけどね。

○経理課長 詳細は、手元に資料がありませんので、お答えできません。これ以外に事業者から入札金額の内訳が提出されており、内訳により下請金額について調査・審議で明らかにしているものであります。

○山本会長 前任の課長さん、部長さんの時代だから、ちょっとお答えにくいところもあるかと思いますが。区としては、もしわかればということで。

では、よろしいですかね。

では、次の案件をお願いします。

○経理課長 はい。では、2番目が、「高井戸小学校校舎併設（仮称）高井戸北自転車駐車場給排水衛生設備工事」と長ったらしい名称でございますけれども、これも一般競争入札でございます。お手元に発注公告がございますけれども、平成18年4月7日に公告をしまして、5月12日に入札を行いました。本件は、共同企業体発注、2者による自主結成JVの発注ですけれども、2者JV6者が参加しました。区内4、区外2ということです。これは二、三ページあとの入札経過調書に記載してございますけれども、ここに記載してありますとおり、結果、落札率が94.8%ということで決まった入札でございます。

なお、本件は、本体の建築工事の契約自体が議会案件になった関係で、その関連工事がありますので、議案が可決されるまでは仮契約というような形で仮契約を結んだ案件でございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

○山本会長 これにつきましてご審議をお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。どうぞ。

○中村委員 私が選択させていただいたんですけれども、ジョイントベンチャーについて少々お尋ねしたいんですが、まず、発注標準と等級の関係をお尋ねしたいんですが、この

金額ですと、等級は、A、B、Cと、第2位の方はCでもいいというふうに書いてあるんですけども、どのようになっていらっしゃるのか。

○山本会長 具体的な級ですね。

○経理課長 基本的には、工事の場合は、業種ごとに年度当初、金額別の発注基準というのを決めて、公にしております。ホームページ上でも公開しております。それに基づいて基本的に行っていくわけですけども、そういったところで、これも区内業者の方、これを見ていただくと、少し優遇した形になってございますけれども、どうしても、区内業者育成という視点が杉並区にはございますので、それに基づいて、1位になるものは、一応きちっとした、格付上は少し上位のものを決めてあると。2位以下については、これは2位までですけども、もう少しランクを下げたところで、それぞれ細かく各年度ごとに前年の状況等を見ながら、毎年これをつくってございますので、それに基づいて決めたものでございます。

○中村委員 基準として、事前につくられているということですね。

○経理課長 はい、そうでございます。

○中村委員 あと、次に、単体、このジョイントベンチャーだけに限るというふうな、そういう基準というのはどこなんでしょうか。単体は排除して、ジョイントベンチャーだけにということですか。

○経理課長 そうですね。単体もジョイントベンチャーもという、複合的な発注方法というのは、基本的に杉並区ではとっていません。金額を決めまして、建築工事だと3億円、その他は、1億円以上は、原則JV発注をしているというような基準を設けております。

○中村委員 ありがとうございます。

あと、もう一点だけなんですけれども、このジョイントベンチャーにはいろんな形態があると思うんですけども、民法上の組合にするとか、あと、最近よく、LLPという組合の形態を使う方法もあると思うんですが、責任がちょっと違って、有限か無限かの差が出てきますので、これはジョイントベンチャーの場合は、民法上の組合だけにするのか、それとも、別にLLPとかでもいいのかと、そういうことは決めていらっしゃるのでしょうか。

○経理課長 はい、ちょっとお待ちくださいませ。

○山本会長 これは決まっているのではないですか。ただ、これも2者でなきゃいけない理由というのはないわけでしょう。1億だから、ジョイントベンチャーで3者だっというわ

けなただけれど、これを2者にされた理由というのは、2者以上はない、規定がないというわけじゃないでしょう、杉並の場合でも。

○経理課長 ええ。これは発注公告にありますとおり、2者による自主結成ということで。

○山本会長 それは杉並区がお決めになったことであって……。

○経理課長 そうです。

○山本会長 契約規定か何かには、別に2者でなきゃいかんということはないですよ。

○経理課長 先ほど申し上げた発注、年間の18年度なら18年度の工事の発注に当たっての発注基準というのを区で定めますので、そのときに定めたのがこういう基準になっているということです。

○山本会長 2者に限定されているわけ。1億以上の、1億から3億の場合は。

○経理課長 いや、そういうことはありません。細かく予定価格ですとか、工事の種別によって、この場合は2者にするとか、この場合は3者にするとか。

○山本会長 それがちょっと不透明だな。それは1件1件決めるということですか。

○経理課長 1件1件決めております。

○山本会長 そうすると、たまたまこれは2者ぐらいで、とりあえず、区外と要するに区内でいだろうと、こういうことですね。

○経理課長 はい。それも、契約担当者が独善で決めるということではなくて、入札参加資格審査委員会というのがありますけれども、そちらの方でそれを諮って決めていくということになっております。それから、JVの方はちょっとなかなか難しく、すぐ即答できなかったんですけども、基本的には、民法上の組合だけとかそういうことではなくて、この契約の履行に際して、2者とか3者の複数の業者さんが組んでいただくということで、通常は法律上で言うと、権利能力なき社団というんでしょうかね。そういうような扱いで、特に民法上の組合とかといったような位置づけだけに限るということではないということでございます。

○山本会長 ほかの方、ご質問。

これは、結果的にちょっとよくわからんのは、落札されたところの組み合わせとしてはどうなったんですか。組み合わせとしてはAとCだった場合、AとBだったとか、それは。

○経理課長 すみません、ちょっと聞き取れなかったもので。1位でとった小泉・古川建設企業体という。

○山本会長 ここは、AとCとか、そういう組み合わせなんですか。

○経理課長 はい。これは区内業者同士のJ Vです。

○山本会長 区内同士ね。そうすると、BとCとか、AとCとかそんな感じですかね。

○経理課長 業者の格付けは、AとCの組み合わせです。

○山本会長 そうですか。あとは、よろしいですか、これは。今のジョイントベンチャーであるということが少し問題だと思えますけれども。

では、適正であるということで、次にお願いいたします。

○経理課長 はい。それでは、3件目が「杉並区立芸術会館建築工事」でございます。この案件については、昨年度ここで報告案件とさせていただきまして、ご記憶に少しあるかもしれませんが、最終的に4回入札を行ったという結果がございまして、当時の資料をつけておりますので、これに沿って説明をしていきたいと思っております。上の方に資料8と書いてある昨年度の資料をごらんいただきたいと思えます。

この芸術会館は、高円寺駅の北東側にありました高円寺会館というものの跡に建設する、劇場であるとかあるいは阿波踊りホールといったものを備えた、特殊な建物でございます。概略は記載のとおりで、21年3月にオープン予定ということでございます。

まず、1回目の入札のところでございますけれども、6月28日公告で8月2日に入札ということです。予定価格は、16億9万円ということで、発注方法は、区内業者1者以上を含む3者によるJ Vでございます。今度は3者によるJ Vでございます。参加資格を区内区外それぞれに定めまして公告を行いました。入札が成立するための最低入札参加者数というものがありますが、これは2者といたしました。結果として、五つのJ Vが申し込みまして、そのうち4J Vが予定金額より高いということで、無効です。他の1J Vは、辞退ということで不調に終わりました。不調に終わると、一般的には参加者の資格を見直すか、あるいは、設計仕様内容を見直すということがございます。これについては、検討した結果、三つの対応策を考えました。まず一つは、予定価格を変更せずに再公告をするということ。それから、数量の積算に若干誤りがあるのではという懸念がありましたので、仕様書の数量等の記載を明確にするということです。

それから、参加資格を見直すということです。この参加資格を見直すというのは、1回目は区内業者を含むJ Vとしましたけれども、これを区外業者の参入の障害があったかという懸念もありましたので、区内業者要件を外すとともに、3者J Vではなくて2者J Vという形にいたしました。

それで、2回目に臨んだわけですが、2回目は、これを踏まえて9月6日に公告して、入札

予定日10月11日として発注しましたが、1JVのみの参加申し込みでありまして、最低参加2者以上ということになっていますので、これは入札不成立ということになりました。また、これを受けて対応策を考えたわけですが、一つには、この随意契約をしていくという方法もありましたけども、やはり一般競争入札を行って、透明性、競争性を確保するという方針を立てて、再度公告したわけです。

予定価格につきましては、ここで1%ほど上乗せをしてございます。これは、日数が経過してきたということで、鉄関係の経費あるいは運搬費の値上がりなどを見込んでの1%上乗せということでありました。発注方法もJVではなくて、技術力のある業者が参加しやすいというような条件を整えるということで、単体発注といたしまして、参加条件も緩和をしたということです。そこで、3回目に臨んだわけですが、3回目は9月25日に公告、入札予定日10月25日ということでした。予定価格は、1%上乗せして16億1,600万円ということでございます。

参加資格等は記載のとおりでございまして、最低入札参加者数は、2者でありました。結果として、3事業者さんが申し込みがありましたけれども、3者とも辞退という結果になりました。これを受けて今度4回目に行くわけですが、ここで対応策といたしましては、やはり随意契約はしないで、一般競争入札で再公告をしようということ。それから、予定価格につきましては、この時点では、このままの金額で落札する業者がいないだろうということで、結論的には10%ほど上乗せをしております。この10%という考え方ですけれども、鉄骨工事の加工組立費、それから仮設費、それから製作物を中心とする価格などを調整した結果でございます。

参加資格についても、参加条件、それから参加資格の格付を緩和しております。それから、もう一つ特徴的なのが、既に3回競争をしていますので、既に競争性は十分確保できたという判断で入札執行の最低参加者数を1者として出しております。

4回目を抜かしましたが、11月6日に公告、入札11月27日ということで、予定価格は、税抜きですけども17億6,000万円ということでございます。結果として、一つの業者さんの申し込みがありまして、予定価格の範囲内で落札をしました。99.3%という落札率でございました。

概略は、以上でございます。

○山本会長 これは、たしか、昨年度の委員会でも、直接の審議案件ではなかったんですが、ご報告があったものでございます。ご意見ございますでしょうか。

なかなかない、かなり異例なことだったんですけれども。何か構造的に凝った内容であるとかなんとかという説明も受けた気もしますけれども。これはよろしいですかね。昨年も、ご報告を受けております。

○吉川委員 最後のこの着地したところが何か突然のように何か随契と同じような形になるというので、あんまり釈然とはしない感じでありますけれどもね。昨年やって、1回議論をしたんですよ。

○山本会長 説明を受けた。

○吉川委員 説明を受けたんですよ。

○山本会長 これは、だから、いろいろ構造物が、技術的に難しくて、通常の積算ではない部分があるとか、そういうお話も承りましたね、たしか。ですから、この1割アップしたことが適正かどうかは最終的には落札されたので結果よしといたしますけれども、その理由としては、たしかそういうところが大きいのではないかとということですよね。

○吉川委員 これでもって、ここから将来に向けて何を残すことになったか。何を将来の入札参加条件とか、適正な入札執行の糧とするか、教訓として今後の入札に活かすということになったんでしょうかね。

○経理課長 確かに、4回まで行ったということは異例の入札でありますので、区もそこから学び取ることがなければいけないと思います。私どもの方では、あくまで営繕部門と調整をしながらやっていくわけですが、一つには、昨年もご説明したと思いますけど、この芸術会館というのは非常にデザイン性の高い建物で、かなり、コンクリートではなくて、鉄を主に使ったデザイン構成になっているということで、構造上もボックス・イン・ボックスというものがあるそうですけれども、遮音性の高いものを組み込んだりとか、あるいは地下3階建というのもあるんですけども、そういったところで、實際上、先ほど申し上げましたとおり、区の積算はかなり厳格にぎりぎりの最低価格で積み上げていったものを予定価格としておりますが、実際に特殊な技術力とか調達力というものを必要とするような案件であったので、こういった少しデザイン性の高いとか特殊な建物については、今後積算の段階でそういったところを少し配慮していく必要があるのかなというような点は、一つここから学ぶべきことなのかなと思っております。

○山本会長 これは、ですから、結果としてデザインがよくていいものであれば問題ないんですけど、かえってデザインがよくて、後で維持管理が大変だとかいうのがよくありますので、そういうことでないことを前提にすれば、これはごもっともな理由だということ

で、たしか昨年報告は承ったという記憶はございます。入札の行為としては、評価とは別に切り離せばいいのではないかというふうに思いますが、よろしいですか。

では、次の案件をお願いします。

○経理課長 工事4番目が、「沓掛小学校外1校バリアフリー工事」でございます。この案件は、指名競争入札によるもので、沓掛小と、もう一つ泉南中というのがありますが、そのバリアフリー化の工事を行うものでございました。

予定価格につきまして、これは500万円未満の案件でありますので、区内業者による指名競争入札を行ったものであります。入札経過調書がついておりますが、5者の指名競争ということで、19年2月19日に入札を行いまして、落札率が97.2%ということでございます。工事の概要それから指名理由については、お手元の資料どおりでございます。

以上、本当に雑駁ですけれども、ご説明を終わらせていただきます。

○山本会長 これは、具体的には全部500点は超えているんですよね、総合評点は。すべての。

○経理課長 指名理由のところ。

○山本会長 書いていますけど、具体的に。

○経理課長 指名業者は、経営事項審査の建築工事における総合評点500点以上を有しております。

○山本会長 具体的には、かなり超えているわけですか。ぎりぎりということではなくて、点数は。

○経理課長 ここで、経審総合点500点以上ということで、個々具体的にこの5業者が何点かというのは記憶しておりません。ただし、点数的には上回っているということでございます。

○山本会長 はい。ということでございますが、いかがでございますか。微妙な差でなんですけどね、それぞれの会社間が。非常に幅が狭い中で競争になっていますが。こういうふうな工事はやっぱり、春休みとかそういうところで大体おやりになっているんですかね。夏休みよりもこの。それとも、やっぱり予算的な、予算執行上の理由で2月ぐらいにおやりになる。夏休みの方があいているじゃないかという議論もあるかと思えますけれど。

○経理課長 学校の工事は、このバリアフリーであるとかあるいは給食室の改築とか、いろいろ、大小それぞれありますけれども、小中学校、区内70校ぐらいございますけれども、かなり、学校によって、一番の工事が可能な時期だとか、それぞれの事情があらうかと思

います。この案件についてそうだったかどうかわかりませんが、かなり発注時期は、学校現場との調整で、どこが一番ベストかというようなことも、もちろん中心にしながら決めていくといったような事情がございます。

○山本会長 だから、これは学校の事情もよく聞いて、それで決まっているということですか。

○経理課長 すみません、1点。これについては、先ほどの説明は一般論ですけれども、本案件は、4月から迎え入れる児童・生徒に対応して、バリアフリー化を施さないという支障が出ると具体的、直接的な対応のため、この時期に、春休み中に仕上げることとなりました。

○山本会長 なるほど。緊急ですね。

○経理課長 はい。そういった工事案件でありました。

○山本会長 いかがでございましょうか。

○杉本委員 5者とも区内の業者ですね。

○経理課長 はい、そうです。

○山本会長 これはちょうど、中学にもそういうハンディキャップのある生徒さんが入ってくると。こういうことですかね。

○経理課長 はい、そういうことです。

○山本会長 そうすると、ここは、トイレはもう終わっていたということですか、泉南中学校は。トイレの改修は、洋式にしたかったんだけどもお金がなかったのか。もう終わっていたということですかね。

○経理課長 泉南中は、比較的新しい中学ですので。

○山本会長 そうですか。ということですが、いかがでございましょうか。

○杉本委員 入札参加の応札額がそろっているという気がしないでもないんですけど。97というので。

○経理課長 これは予定価格、この金額帯ですと事前公表をしていますので、それでそろっているかどうかというところちょっと一概には言えませんけれども、そういった事情はございます。

○山本会長 よろしいですか。

では、次をお願いします。

○経理課長 はい。では、工事の最後5番目ですけれども、件名が「街路灯補修工事（単

価契約) その1」でございます。本件も指名競争入札によるもので、これは単価契約というものでございます。発注見込額というものが288万2,500円ということで、これも500万円未満ということで、区内業者に限定した指名競争入札といった形で行ったものであります。

単価契約というのは、複数ある工種別の単価の合計で競争しますので、この入札経過調書にあります契約金額等の数字は、その単価合計ということでご理解をいただきたいと思っております。実際、履行をして出来高によって支払う金額というのは、先ほど申し上げた発注見込額で、この場合288万ぐらいといったものでございます。工事概要それから指名理由については、別紙のとおり資料をおつけしております。18年3月16日に入札を行いまして、落札率が96%ということでございました。

以上でございます。

○山本会長 これは先ほどにも話がありましたが、単価はどうやって設定されたんですかね。

○経理課長 工事概要書というところに、概要欄に136種の工種があるということで、かなり街路灯の補修工事のための工種が136種類もあるということで、何をしたら幾ら、何をしたら幾らというのが細かく単価が設定してあります、136種類ほど。その各単価の合計を争うという形の競争入札という形でございます。

○山本会長 うん。ただ、僕、よくわからないのは、1件当たりが280万というんですから、単価契約の意味合的に280万にかけているものとしては、そんなに大きくないので、これを総額で契約するのと単価契約とする意味というのは、どこら辺にあったんですかね。一見、単価が非常に小さければ、小さくて非常に数が多ければ意味はあると思うんですけど、この場合はそんなに多くないわけなので。それは、何ゆえにこれは、何か規定的に、単価契約の規定のどれで読むんですかね。

○経理課長 これは、総価契約にできない理由というのは、あらかじめこの道路のどういう街路灯のどういう工事を何カ所やって、それがここではこう、ここではこうというふうに、総価で決められない。どういうふうが発生してくるかわからない、見込みはあるけれどもということで。平成18年4月から7月ぐらいの間に、およそ見込める限りで、これぐらいの修理が出てくるということを見込みを定めております。ただ、工種については非常にいろんなパターンがあるということで、定めたものです。

○山本会長 そうすると、業者によっては、物すごくもうかったり、損をしたりというこ

とになりませんか。単価はフィックスになるわけですね。

○経理課長 単価は決まります。

○山本会長 ただ、実際にやるその内容は、想定したものと違う可能性が出てくるわけですよ。今のお話を聞いていますと、135工種とは違う可能性がある。

○経理課長 工種や使用資材の単価を組み合わせて、出来高に合わせて支払うという契約です。

○山本会長 そうすると、単価をもう一回再設定するということですか。

○経理課長 いや、単価はもう決まっていますね。

○山本会長 単価は決まっているわけでしょう。でも、やっぱり、かなりリスクがある話だな。幅がある仕事ですね。もうかったり、もうからなかったりする、今のお話を聞いていると。現実的な業者としては、契約業務を効率的に履行されるという観点からは、私は理解はできますが、請け負う側からすると、かなりリスクー、ある意味でリスクーである意味ではもうかるかもしれないという不安定な——そうですね、やってみないとわからないという幅がありますね。

○経理課長 あらかじめ、どこで何カ所というのが総価で決まっていますので会長の尾おっしゃるような危惧はあるかと思えます。

○山本会長 ですよ。

○経理課長 確かに出来高で工事をしていくとなると発注しだいということになります。

○山本会長 ただ、単価は決まっているわけですよ。

○経理課長 そうですね。

○山本会長 若干の補正はあるにしても。なかなか面白いことではあるんですが、そういうことらしいんですが、いかがでございましょうか。

○吉川委員 私も、意味がよくわからない。実質的に単価契約をなぜやるのかというと、その単価を決め、そうすると、それぞれの五つの業者がとりあえず応札してきたときの金額というのは、何によって差が出てくることになるんですか、これは。

○経理課長 この応札金額は、この単価の合計を入れてきておりますので、細かく見ると、その一つ一つの工種の単価が安く積み重ねていけば、この応札金額も安くなっていくという、そういう考え方ですね。

○吉川委員 よくわからない。いや、それはだから、普通の総価契約でやっても、結局は何らかの単価を持っていて積算してくるから、そこが違いが出てくるんだと理解できるが。

○山本会長 それを精算すると、それを完全な積み上げ方式で精算すると、確かに契約側は大変ですよ。それぐらいわかるんですよ、ストーリーは。ただ、業者にとっては、かなり不確実な話ではある。

これは、実際は、じゃあ、幾らになったんですか。実際のこの契約金額ではなくて、最終的な支払い金額は、この。

○経理課長 支払済金額ですか。

○山本会長 うん。この税抜きかな。税抜きでやれば、1,690万に対して、これはぴったりの額ではない。

○経理課長 では、ないです。

○山本会長 はずですよ。

○経理課長 これはあくまでも単価の合計であって、契約上の支払い見込み額は288万円です。

○山本会長 ですよ、今のお話ですと。

○経理課長 どれだけの実際必要な工事が出てきたかで。ちょっと今、決算書が細かな部分なので、今すぐにはちょっと出てきません。

○山本会長 だから、当然、違うということですよ。

○経理課長 はい。発注見込額とは、ずれが出てきます。

○山本会長 ということですね。という、ややというか、変わったことではありますが。これは確かに毎年度ありますよね。

○経理課長 街路灯とか、道路関係の補修とかですね。単価契約は毎年ございます。

○山本会長 よろしいですか。では、工事は終わりました、次の委託案件をお願いいたします。

○経理課長 では、委託案件の1番目ですが、件名が「杉並第十小学校温水プール監視業務委託」でございます。これは一般競争入札でございました。業務の内容はプールの監視あるいは日常管理、清掃、水質管理などでございます。発注公告にありますように、営業種目が警備・受付等、取扱品目「プール管理」ということで、参加資格条件はここに記載のとおり、区内業者、区外業者ごとに決めました。18年2月8日に公告しまして、2月28日に入札を行いました。経過調書にありますように、区内7者それから区外10者、合計17者の申し込みがありまして、82.2%で落札をした案件でございます。

雑駁ですけれど、説明は以上でございます。

○山本会長 はい。これはよく問題になるプールの監視ですが、よくわからないのは、「最大配置6名」というのは、これはどういうふうに読めばよろしいですか。常に6名を置けということではない。

○経理課長 はい。そうですね、これは利用者の多い時間帯等がございまして。

○山本会長 その時間帯だけでいいということですか。

○経理課長 ええ、最大配置、繁忙期の時期・時間の配置です。

○山本会長 仕様書に何か書いていますか。そうでないと、これは。これで言うと幅が出てまいりますよね。

○経理課長 これは、あくまで入札に際しての発注公告の概要ですので、實際上、仕様書にはもっと細かく勤務内容等が指示されています。

○山本会長 この時間帯は6名必ずいない、と。

○経理課長 そういうこととございます。

○山本会長 そうすると、その時間帯ごとに何名か、全部書いてあるわけですか。この時間だけ6名いれば、あとは何名でもいいということですか。

○経理課長 はい。

○山本会長 それはでも、危険ですね。

○経理課長 仕様書には、明確に時間により配置すべき従事者の数を明記しております。

○山本会長 それはかなり危険な話で、それはピーク時には6名いるけれど、そのほかに幅がなければ、それは委託業者が入札で大きく触れるところじゃないですか。ほとんど人件費でしょうから。それはまずいのではないですか、仕様書の書き方としては。どうなっているかわかりませんが。

○経理課長 仕様書上は、今、会長ご指摘のような時間帯あるいは曜日別とか、細かくこの時間帯は何名というふうな、そういう配置を指示しております。

○山本会長 はずですわね。書いているわけですね。わかりました。

それで、責任者は1名というのは、これは常時いなきやいかんということですか。

○経理課長 そうですね、これは常駐です。

○山本会長 常駐ですね。

○経理課長 これもやはり、仕様書の中にもう少し細かく詳細に書いてございます。

○山本会長 しかし、これ、12時間びっちりいるわけですか。責任者は交代するということはあるということですか。考えてみれば、11時間労働ですよ。これは、責任者は、

だから2人張りつけないと、勤務時間的にはいけないことになるのですが。

○政策経営部長 本案件は、責任者と副責任者とか、業務執行体制を明確にして、やっています。それから、昨年、杉並の場合には、埼玉でのプール事故がございましたので、管理指導主任という制度をつくりまして、いわゆる委託のこういった委託先できちんとそういった仕様書どおりやられているか、安全管理が大丈夫なのかですとか、これは委託でどちらかという監視業務ですが、一方では、個人情報保護とかそういったのがございますので。その管理指導主任が、抜き打ちで、全部チェックもやっております。

○山本会長 いや、区の体制はいいですけど、張りつけをどういうふうに仕様書に書いてあるかによって、入札参加者の積算に大きなブレがでるのではないかと思います。

○政策経営部長 その仕様書はかなり細かくやっております、時間帯も書いているでしょう、全部。

○経理課長 時間帯、曜日。時間帯、曜日で、責任者、副責任者あるいは監視員を何人以上置くとか、かなり細かく表にしたうえで業務の執行体制を規定しています。

○山本会長 そうですか。わかりました。

○政策経営部長 そのときには、こういった資格を持った人間を何人配置しているというふうなものも全部、資料に盛り込んでおります。

○山本会長 そうですか。では、少なくともそれはすべて満たして、それぞれ入札をしていると、こういうふうに考えてよろしいわけですね。承知いたしました。

ということですが、いかがでございましょうか。これは、特に問題はない気もいたしますが、いかがでございましょうか。

○杉本委員 これは毎年、業者が変わるわけですね。企業の方から見ると、毎年、人の配置とかそういうのを考えると、毎年入札をやっていると非常に負担になるんですよね。こういうのは、さっきもありました長期契約の方にはなじまないんですか。

○山本会長 今のところは、ちょっと。

○杉本委員 まあ、ちょっとあれですけど。

○経理課長 年度当初より必要とされる案件については、基本的に長契の対象にはなりません。長期継続契約は2年3年という長期にわたって契約しますので、区側からすると、ちょっと平たい言葉ですが、優秀な業者さんであると非常に安心感があるんですが、片や、ちょっと問題があるような業者さんですと、もちろん途中で契約解除とかできますけれども、そういった問題もあります。長期継続にするかしないかというのは、総合的に考えてやっ

ていくという視点で、当区では取り組んでおります。

○杉本委員 企業の立場からすると、人員計画とか、それこそ責任者を育てる意味でも、長期で契約できるなら、安く請け負えるということになりますけれどね。

○政策経営部長 そうですね。今、ですから、プールなんかはどちらかという指定管理者とか、あるいは長期継続になっています。ただ、この杉十の場合に、学校との関係で、本年度単年度ですか、そんな形がございましたので、基本的には今委員がおっしゃったような、そういった安定的にできていくような方向に今流れています。

○山本会長 では、ほかのプールは、そうなっているということですかね、既に。

○政策経営部長 高井戸の温水プールは、指定管理者でやっています。

○山本会長 そうですか。

では、よろしいですか。

では、次の案件。

○経理課長 委託の2番目が、件名が「安全パトロール業務委託（長期継続契約）」でございます。これも、同じく一般競争入札でございました。業務内容は、資源抜き取りの防止パトロールあるいは防犯パトロール等でございます。

本件につきましては、18年2月8日に発注公告をし、2月27日に入札、3者の参加申し込みがあって、うち1者不参、2者による二度の入札ということで行いましたけれども、予定価格に達しなかったため不調になりましたということで、これは後の方の発注公告と入札経過調書でお示ししてあります。そのため、表の方についていますのが2回目のものです。4月12日に再度の発注公告をしまして、5月1日に入札を行いました。この2回目の入札では、参加資格要件を若干緩和して、対応しました。最初の発注公告では、共同運営の格付のA-30番というところまで以上ということですが、それをA-50番ということで、若干緩和をしております。

結果は、こちらの入札経過調書のように、5者が参加申し込みをしまして、その結果、落札をした、と。落札率が99.9%という数字で決まっております。

以上でございます。

○山本会長 これは、どうしてこれだけのえらい差が出るのですかね。それは、むしろ業者側の問題かもしれないのですが、かなり内容的に。車両はどちらが準備するのですか。車両もこれは業者側ですか。

○経理課長 はい。概要のところ、発注公告の概要4番にパトロール車両ということで、

こういう4台を用意していただくということです。

○山本会長 そうすると、これは、いや、先ほどの杉本委員の発言にもかかわりますけど、これの所有権は業者側にあるわけ、そのまま契約が終わっても。区が買い取るわけでも何でもないということですね。

○経理課長 車は業者の持ち込みでやってもらっています。

○山本会長 ですよ。そうすると、なおさら、これは長期と言っても1年半ぐらいです。1年、2年弱ですよ。そうですね。そうですね。それでも、積算は、でもどうするのですか。この2年間だけの耐用年で、これは売却可能なぐらいで積算されるわけですか。おもしろいなと思ったんですけど。この車はまだもちますよね。そうすると、その積算は購入額ではないでしょう、当然。減価償却相当額になるのかな。どうなんですかね。興味があるところですけど。おもしろいなと思います。普通は役所側が買って、それを貸与するなら、まだ業者が変わってもどんどん使えるから、その方が安上がりじゃないかというのが通常の考え方でしたけれどね。なかなかユニークな。

○吉川委員 それで、値段が非常にばらついた上で、一番下のところだけ、それをその5者のうち4者は全部もう不調になっちゃっているわけでしょう。一番下のところが、こうひっかかるという非常におもしろい現象なので、それで僕は……。何でこんなことになるんですかね、本当に。

○経理課長 先ほどの車両の積算の仕方というか考え方は、リースをした場合を区の積算基礎としています。

○山本会長 リースですか。

○経理課長 何年間のリース。この場合は、ちょっと2年間ぐらいのことになりますけれども、そういった形で積算しています。

○山本会長 ということらしいですが、いかかでございますか。まあ、ばらつきはあります。

○吉川委員 これ、長期継続だということにしたことの特徴というのはどの辺にあらわれているんでしょうかね。それによって、例えば入札参加者がどういう影響を受けたとか、ここ、ちょっと表面づらは把握できないので、もしその辺を担当としてつかんでおられる。長期継続になったことの結果、何がこう変わったという感じで受けとめておられますか。

○経理課長 一つには、先ほどもちょっと長契、最初の方のご質問もあったんですけども、価格になかなかこう、区としてはそれはもちろん期待するところでもありますけれども、

なかなか落ちてこないということは実際あります。それと、内容的には、やはりこれは安全パトロール業務ということで、区の非常に大事な業務の一つでありますので、安定的にこういうサービスを供給していくという必要性がありますので、まだまだ始まったばかりのサービスでございますけれども、委託業者を使って安定的にやっていくということで、少しでも安定した業者さんを早くつかんで、そういった供給をしていきたいという思いがあって、もちろんここで2年間ということを出したわけですが。

○吉川委員 では、今後は2年幅でやるという方針ですか。たまたま、最初の年だから7月という変則的なことになったけれども、今後これが続いていく場合には、2年サイクルで4月1日スタートという形でいくという、そういう考えですか。

○経理課長 これは、実績等を見ながら、もちろん、所管の部、課がございますので、そちらの方と協議しながら、これは単年度で契約をして入札をした方がいいのか、もう少し期間を3年とか4年に延ばして長期にした方がいいのか、それは総合的に今後考えて、判断をしていきたいと思っています。

○行政管理担当部長 これは契約の期間の問題ではなく、業務内容として車両の登録台数そのものを、業務の必要量から数字を含めて見直すという前提で期間を設定したものです。それで、20年3月31日というわけです。

○吉川委員 見直す。

○政策経営部長 資源の抜き取りとか、あと、安全パトロールって、空き巣ですとか、その効果がどれだけあるのかということで、もう、これ10年20年と続けていくというよりも、どちらかという、地域の中でそういった防犯意識が高まれば、それがあえて私どもやる必要がなくなりますので、そういった意味での時限的なという。

○行政管理担当部長 緊急対応的業務であり、政策的判断がかなり必要な業務です。そのため、時限を決めて。あわせて、存続するのであれば、今度は業務の安定的な動きというのが適当かというのを、また所管課で判断していくということでございます。

○吉川委員 そうすると、倍以上の値段で応札してきたところは、初めてのことでよくわからないからという面もあるのですか。こういう、これだけの高額になるのは。

○政策経営部長 車の車両の購入とか何かそういったのを、高いところはそれを充てていたのではないかと思います。

○行政管理担当部長 また、安いところは既存の車を使うのです。

○吉川委員 それは、でも積算の指示が徹底していないから、そういうことになってしま

ったということになるのではないですか。つまり、リースならリース相当で積算してくださいというところに購入金額が入っちゃったとするならば、その仕様そのものが不鮮明だったということになるじゃないですか。

○山本会長 業者のほうで、自らの疑問点を確認しないのだから、そこら辺はあるでしょうね。このばらつきはね。

○政策経営部長 仕様書には多分書いていないと思うのですよ。車何台とか、こういったパトロールをやるということですので。

○山本会長 はい。では、まあ、いいことにいたしましょう。

次、お願いいたします。

○経理課長 はい。その次が、「選挙物品配送、回収並びに投票所（期日前）、開票所設営及び撤去委託」と、これも長ったらしい名前でございますけれども、これは19年4月に行われました統一地方選挙の物品搬送であるとか、あるいは投票所、開票所の設営撤去といったものを委託したものでございました。指名競争入札の案件でございます。

入札経過調書にありますとおり、6者を指名いたしまして、19年2月21日に入札を行っております。

結果は、経過調書にありますとおり東京企画装飾というところが落札をしました。落札率は100%でございました。所管課である選挙管理委員会の方で見積もり等をとってこの価格をもとに予定価格を設定した。経理課でもそういった価格をもとに予定価格を設定したわけでございますけれども、指名に当たりましては、当然、下見積もり業者というものも指名しておりまして、今回はこの業者より残念ながら低い価格で応札をしたものがなくて、こういった落札率となったというように私どもでは考えてございます。

以上でございます。

○山本会長 ということは、前半にお話をしましたけれども、東京企画装飾から見積もりをおとりになって、その金額がたまたま最低額だったと、こういうことですか。

○経理課長 そうですね。

○山本会長 ですよ。

○経理課長 結論的には、結果的にはそういうことに。

○山本会長 これは、自前の積算というのはやっぱり難しい作業ですか。先ほどの議論にまた戻るのですがね。

○経理課長 そうですね。委託案件は、先ほど申しましたとおり、清掃であるとか機械保

守については区で積算基準を持ってきちっとやっていますけれども、こちらについて、選挙という特殊性で、急に一気にこうやらなきゃいけないというものはもちろんあるんですけども、会長のご指摘にありましたような、独自の細かな積算基準を区側がノウハウとして持っているというわけではありません。

○山本会長 このような場合、数者かから、見積を取るのですよね。

○経理課長 取ります。

○山本会長 この案件も数者からお取りになったのですか。今回は3者ですか、1者のみ。

○経理課長 これは私ども聞いているところによると。

○山本会長 去年も何かそういう議論をしましたよね。結局たくさんとればいいんじゃないかという議論をしたと思いますけれども。

○経理課長 この場合に、きちとした下見積もりというのは1業者からとっているようですけども、選挙はこれまでの実績等がもちろんありますので、そういったものの単価等を勘案しながら、所管の方で予定価格を見積もってきたというような考えでございます。

○山本会長 わかりますけれど、やっぱり、やや不透明感が残りますね。やっぱり、少なくとも複数、2者ぐらいから正式にとるように規定を決めた方がいいんじゃないですか、運用としても。

○経理課長 規定はございますので、金額により複数から徴することとなっております。ただ、選挙というのが、告示という行為がありまして、その前になかなかその選挙の準備、委託の発注等ができないと問題もあり、時間的な問題も含めて今回のようなこととなっております。

○山本会長 見積もりはとることは、日にちが決まらない、と。でも、大体、そんなのはわかっているとこと、推測できることではないですか。

○経理課長 告示があるまで、仕様書に日時を記載できないという、そういうなかなか苦しいジレンマがあるようです。

○山本会長 苦しいでしょうけど。でも、何となく、だからといって1者でいいというわけにはいかないのではないですか。まあ、やむを得ないとは思いますが。

それと、これは契約の行為ではないですけど、これはやっぱり業者に委託しないと直営ではできないことですか。もう、ずっと、かなり職員の方も選挙の開票・投票には動員されますよね。しかし、移動とか、集めるとかいうのになると、これは業者ということですか。

○経理課長 全部の作業を、選挙の一連の作業を委託しているわけではなくて、当然、こういう投票所の中の設営等につきましても、一部選管の職員中心に応援職員がもちろんいまして、それはちゃんとすみ分けをしてやっているわけではございます。けれども、費用対効果の面で、やはり選挙の準備についてもこういった委託方式をとりつつあるといったところではございます。

○山本会長 ここは微妙なところなので、マスコミに時々聞かれることでもあるのですが、手当をどのように支給しているか。

○政策経営部長 職員の手当の関係ですよ。

○山本会長 そうそう。だから、手当が高過ぎるのでないかという議論があつて。

○経理課長 前は我々が、土日とか、設営を含めてやっていたんですが……。

○山本会長 それを振り替えかなんかでやれば、ただでできるのではないかという議論もある。

○経理課長 選挙経費は、国から公職選挙法に基づいて自治体にも来るんですね。そうすると、どうしても、人件費相当額といいますと、委託の方が安いですから、そうすると経費の削減ということで、どちらかというとな委託になって、今年度のなんか、もっと、開票事務なんかかなりその分野が入ってきておりますので、今後どちらかというとな、こういった分野は委託がかなり主流になってこようかと思えます。

○山本会長 ただ、それは職員に人件費を払うという前提で、休日の振り替えをするとか、そういうことはできないんですか。

○政策経営部長 期日前投票などに従事した職員は、休日の振り替えもしています。

○山本会長 何かそこら辺は、マスコミがかなりいつも関心を持っているところでもあるので、ここのとは直接関係ないんですけど、外部評価の一環からすると、正当な、区民に向けては、何か発信がないとよくわからんなどという誤解を生じるおそれがありますので、これは、この契約としてはいいんでしょうけれど。なかなか微妙な問題ではあるんですけどね。

はい、わかりました。では、これはいいということにいたしましょう。

○経理課長 はい。では、次が「中央図書館清掃等建物管理業務委託」でございます。これも同じく指名競争入札の案件でございます。中央図書館の19年度の清掃建物管理を委託するという内容でございます。区内15者を指名いたしまして、18年3月2日に入札を行いました。指名に際しては、区内業者だけでも十分競争性が確保できるというような判断をし

たものでございます。記載のとおり業者が落札いたしまして、落札率は98.9%といったような契約でございました。

以上でございます。

○山本会長 これはいろいろ議論があると思いますが、ここはそうすると——あ、そうか、まだ、指定管理とかになっていないわけですね。

○政策経営部長 そうです。

○山本会長 何か毎年こういう業者名が出てまいります、いかかでございますでしょうか。どうぞ。

○中村委員 前年も同じ業者が落札しているのですけれども、そのときの落札率というのは、契約金額が同じなんですけれども69.2%、翌年になってしまうと、急激に、先ほどおっしゃられた98.9%に変わられると。これはやっぱり、少し工夫の余地が、今後、入札制度に改革の余地があるのかなとも思いますけれども、数値を事前公表するのがまずよいかどうかという点と、改革されて一般競争2,000万円以上は、もう19年度は一般競争になるということですが、いかがなのかなと思うのですが。

それと、建物清掃というこの分野をちょっと前年度と比較してみますと、非常に前年度、全くこの一番頭の方に書いてある杉並区立阿佐谷図書館外3施設清掃業務請負とか、この下の方の外3施設とかは随分変わっているのですよね、いつも。入札が変わるのですけれども、この頭の方の杉並区立阿佐谷図書館とか杉並区高円寺保健センターとか、そういうところで比較すると、前年と19年度と同じ業者が落としていたことが非常に多くなっているというのを見ますと、まず指名業者として、このように、割と、私は2年しか見ていないからわからないんですけれども、長年同じような業者が入ってしまっている場合は、指名業者として外す、そういう方法をとられていられるのかどうかというところが、まず1点疑問なのですが。

○山本会長 どうでしょう。

○経理課長 ちょっと順番が逆になりましたけれども、実績等を見て、良好な実績を残していれば、前年度の委託業者等を指名からあえて外すというようなことはもちろんしていません。むしろ履行が良好な業者は指名をしていくのを原則としています。もちろん、数多くほかの業者も入れて競争をさせていくというような考えでおります。

それから、ちょっと幾つかご質問がありましたけど、飛ばしちゃうと申しわけありませんが、これは予定価格が3,000万弱ぐらいの案件でしたけれども、18年度、本案件は指名

ということでありましたが、ことしから制度を改革していますので、来年には、本案件は一般競争になります。少し競争性が高まってくるかなと思います。

それから、69.2%って昨年の落札率ですかね。先ほどご指摘があったと思うのですが、ちょっと今資料が手元にないのです。予定価格の設定がどうだったかというのは、恐らくもう少し高い予定価格であったと記憶しております。

○中村委員 同じでした。

○経理課長 同じですか。同じで——そうすると、契約金額がもうちょっと低かったということですか。

○中村委員 契約金額が2,999万550円でしたね、前年度は。

○経理課長 ちょっと今すみません、調べて、それはお答えしたいと思います。

○山本会長 まあ、清掃の場合は、それほどノウハウというのはないから、前年度やっていると必ずしも有利というメカニズムは働きにくいですよ。と思うんですけどね。特段の準備が要るとか。だから、毎年度こう切ってやっても、それほど、長期にしても、余りメリットはないですか。

○経理課長 これは清掃だけじゃなくて、建物の総合管理も含まれております。

○山本会長 あ、それも入っているんですか。そうすると、やっぱり若干有利ですかね、ずっとやっていた方が。だから、結果として同じ業者がとるということはあり得る話ではありませんね。

○中村委員 余りにも長期の場合は、指名業者というよりかは長期継続のそっちの契約に持っていくという方が一般競争しているよりも。どうでしょうか。

○山本会長 そうでしょうね、ほかの管理業務もあるとすれば。

○経理課長 今のところ、リースだとか役務の提供を長契でやっていますけれども、今、現時点ではまだ杉並は、この清掃等の建物管理の請負については、長期継続の扱いを今のところまだしていないということで、今後の検討の、もちろん対象だと思いますけれども。

○山本会長 だから、経済的には問題がなかったとしても、別の意味合いで癒着であるとか、そういう問題が起こるおそれは、確かにご指摘のように、ないとは言えないですね。まあ、本件は結果としては、正当でしょうけど。それと、これは、やっぱりこういう中央図書館だけ、これは金額の絡みもあるんですけど、まとめてやった方が安くなるのかというものの議論はあり得るんですかね。

○経理課長 はい。

- 山本会長 全部の、いろいろな図書館を合わせてやるとか。
- 経理課長 区では、こういった清掃建物管理、いろんな区有施設がありますので、区内をブロックに分けて、幾つかのブロックで20ぐらいありますけれども、その中でまとめてやっていますが、中央図書館は、比較的、区有の施設の中では規模的に大きな施設でございます。
- 山本会長 そうすると、面積で大体切っておられるということですか。
- 経理課長 はい。大きな施設ですので、ここは単体で扱っているといったことでございます。
- 山本会長 それが10ぐらいになるんですか。区分としては。
- 経理課長 ブロックは20のブロックになります。
- 山本会長 そうすると、それでないことを願いますが、この15がうまいこと分けているということではないんですよね。
- 政策経営部長 これですか。そういうことではないです。
- 山本会長 この15者が大体20区分のどこかに入っているということはない……、結果としてあり得ることはあるんですけど、それだからと言って悪いということには自動的にならないんですけど、そういう状態ではないんでしょうね。
- 経理課長 そういうことではございません。
- 山本会長 いや、だから、その区分が、業者の能力にもよるんですが、もうちょっと、もっと大きく区切るとか、そういうことは当然あり得るわけですよね。幾つかに、分割の方法ですから。だから、それがどういうのが一番有利かという金額の問題もありますし、地元業者の支援ということもあると思いますが。なるほど、それは大体昔から変わっていないわけですね、このブロックの分け方は。大体同じですか。
- 経理課長 その20あるブロックのまとめ方は、大体2,000万未満の金額でまとめております。
- 山本会長 だから、そういうふうになるようにという、だから、やっぱり地元の業者支援という側面もあるわけですね。
- 経理課長 そうですね。区内には、ここにありますが、清掃等を請け負う業者が非常に多くあります。
- 山本会長 なるほど。
- 経理課長 これは結果として多いんでしょうけれども、もちろん区外を入れての競争性

を高めるということもありますが、片や区内業者育成という、両方のねらうところがありますので、基本的には、現在では区内業者の中でも十分な競争性が確保できる場合があります。

○山本会長 なるほど、数が多いとね。

○経理課長 はい。そういった対応をしているところです。

○山本会長 わかりました。

では、最後の案件になりますが、よろしくをお願いします。

○経理課長 それでは、最後10番目の案件になりますが、「松溪中学校改築に伴う基本設計委託」という件名でございます。これは比較的大きな建物の新築改築に際して、当区では基本設計など委託する場合がありますけれども、そうした基本設計の委託に際しては通常杉並区建築設計事務所選定要領というものがありまして、それに基づいた選定委員会というものを開いております。それは営繕課長であるとか企画課長、私も入っておりますが、あるいは建築課長などの所管課長も含めた構成で行っておりますけれども、そこで審議を行った上で、複数の業者を選定しておりまして、本件もその委員会で選定された業者を指名した指名競争入札という形になっております。

9社の指名をいたしまして、18年6月23日に入札をいたしました。入札経過調書にありますとおり、こちらに記載した区外業者が落札をいたしまして、落札率は18.5%と、かなり低い数字となっております。

そうした選定委員会の指定でありますので、履行の能力はあるというもちろん前提があるんですが、少し低い数字の落札が出ていましたので、当該業者には落札後、積算の内訳の提出を求めて、その理由等を聴取しましたがけれども、基本的に履行に支障はないという判断をしております。

以上でございます。

○山本会長 その履行に支障がないという理由は、どういう判断なんですか。例えば、人件費とか、ほとんど、これは基本設計だから人件費だと思うんですけど、その判断はなかなか難しいと思うんですけど。

○経理課長 難しいですね。非常に難しいです。

○山本会長 そうです。それは、要するに逆に言うと、最低賃金を下回るかあるいは履行を雑にするか、どっちかにしない限りにおいては、18.5%ということはある得ないと思うんですがね。これは、後々、基本設計からいろいろ、本設計と、工事まで行くから、もと

をとれるというストーリーはわかりますけど、単体のこの契約に関して適正かどうかという判断は、ちょっと、今のご説明だけではなかなか各委員ご納得しがたいのではないですか。

○経理課長 私ども少しちょっと課題として認識していこうと思っているところであります。先ほどの工事のような、明確な、制度としての低入札の調査みたいなものはありませんので、落札としたわけですが、その後、諸事情を聞いて、一番大きなのは、参画していきたいという意欲がもちろんあって、経営状況等についてももちろん問題がありませんので、今これできちっとした設計がもちろん進んでいるわけですが、今後何らかの考え方をきちっと持っていくべきではないかと考えているところでございます。

○山本会長 これは、今年度、これは、本設計か何かは今年度もう入札か何かあったんですか。これはもう、終わっていますよね。

○経理課長 工事は来年です。

○山本会長 来年ですか。基本設計はもう終わっていますよね。もう一年は置くんですか、間を。

○経理課長 はい。今、ちょうどこの設計については、基本設計が終わりまして、実施設計にもう進んでいるところで。

○山本会長 実施設計の、じゃあ、もう入札が終わったんですか。

○経理課長 はい。実施設計は、随意契約で締結しております。

○山本会長 それで、やっぱり浦野設計になったわけですね。だからなんでしょうけど。だから、そこが随契になるというのが一番の問題じゃないんですか。当面、今年度のこの契約はいいとしても。それを見込んで、低入札という企業が出るのは当然のことですから、そこで、むしろ来年度の課題ですけれども、随契にされたというのは何でなんですか。

○経理課長 一般というか指名というか、競争入札にももちろん物理的にできるんですけれども、基本設計と実施設計というのは、全然、個々ばらばらにももちろんできないものですので、区として基本設計をした部分についての後戻りというか、若干その損失が出てくるとか、その辺の考え方が底辺にありますので、今は基本設計から一連の流れとして不可分一体のものとして当該業者に随意契約をするという姿勢では今のところおりますけれども、その辺についても、どういう形で基本設計、実施設計を今後進めていくか、あるいは契約をどういう形でやっていくのかということは、現状のままでいいというふうには思っておりませんが、そこで区民にきちっと説明できるような考え方を出していかないとけない

というふうに思っております。

○山本会長 これは、この単体の契約としては問題ないという結論は我々としても出せると思うんですけど、かなり、問題をはらんでいると思うんですね。だから、それと、やっぱり、成果は外部その基本設計の成果として、単独で完結しているわけだから、それが別の業者でも使えるというものを、やっぱり成果物として出す義務があるわけで、それが後戻りになるということ自身が、仕様が悪いということになるのではないですか。ぎりぎりした議論をすれば。であれば、最初から基本設計と実施設計をパッケージにしたようなのを考えると。という気がしますけど、いかがですかね、皆さん。

○吉川委員 浦野設計さんは、過去にもこの契約で、杉並区的设计業務を受注したことはありますか。あるいは、同一年度では。

○経理課長 同一年度はないですね。というか、過去は少し見ていかないと、今……。恐らく、過去大分さかのぼれば実績はあると思います。実績にあるので、恐らくこの選定委員会で9者の中に選ばれていますので。

○吉川委員 あと、この結果、入札経過調書というのは、外に公開されているはずだから、ほかの業者さんから何かのその後反応はなかったですか。まあ、苦情というか。

○経理課長 特にはありません。

○山本会長 それはないでしょう。ここがとるという意思を表示したわけですから。

○経理課長 他の業者から個別にというのはないようですけども、設計協会の方から少しお話があったようなことは。

○山本会長 それはあるでしょうね。だから、問題は、基本設計だけで食っている業者が本当にないんですかということですよ。逆に言うと、それは競争を疎外していることとなりますね、適正な競争を。ダンピング的なことをやっているということなら、この件に関しては。トータルでは、もっととっているでしょうけれども。だから、そういう業種がなければ、それは設計としては、一連の流れで、基本設計だけで飯を食っているような人はいないと、そういうマーケットは存在しないという、実は前提があるということですよ。これは杉並区だけの問題じゃないんですけどね。

だから、そういうことではあるんですけど。この案件に関しては適正だと思いますけど、ちょっと長期的な課題ですよ。

○経理課長 そうですね。私どももこういった、基本設計、実施設計の発注の仕方等を先ほど申しあげましたとおり、今後の、いろいろ、研究課題にしていきたいと思っております。

す。

○山本会長 はい。では、一応終わりましたが、総論的な話でも結構ですが、若干時間がありますので、ご意見あるいはご助言でもありましたら、どうぞ。

○中村委員 前年度も問題になりまして、今回も先ほど何回かお話が出ましたけれども、やはり指名業者に見積もりをとらせて、特にその指名業者が落札するというのは公平性から問題がありますので、例えばほかの業者にお金を払って見積もりをとるとか、そのような方法を考えていただけたらなと思いますが。

○山本会長 はい。それは昨年度からの継続課題ですね。

○吉川委員 一つだけ、先ほどの話に戻って恐縮ですが、芸術会館のときで、もう一つご質問したかったことをちょっとそのときに申し忘れたので、今、もう一回ご説明を伺いたいんですが、途中で、条件緩和を幾つかの段階でしてきた割には、入札参加者がふえなかったですね。ほとんど同じ状態で来ているという。そういう中から、条件緩和したものが、それが入札参加に反映しなかったのはどういうことというふうに総括されておられるんでしょうかね。見ておられるんでしょうかね。

○経理課長 これはなかなか難しいところで、私どもはもちろん共同運営自治体の格付とか、そういったところで何番以内とか、A級とかB級とか、数を数えれば、要するに参加の希望を出せる業者数というのは、もちろんふえていくという形で設定をしているんですけども、トータルで言えば、今回、設計金額を1%あるいは10%程度と上げていきましたけれども、今回の件で言うと、私どもが期待しただけの要件緩和に見合った参加が確かにならなかったわけですが、そこはやはり、ちょっと特殊なデザインあるいは物件ということもありましたというお話をしましたが、やはりトータルで総合的に考えて、その積算の実勢価格、業者側との見積もりと区側のかかなり厳しいぎりぎりのところの積算方法・基準が、少し乖離があったのかなというふうに思っております。

3回目あたりで辞退というようなこともありましたけれども、このような事態から、積算の問題が推測できるのかなというふうに思っております。

○吉川委員 特に、最初はジョイントでという条件をつけて、それが単体でというのは、結構大きな変化ですよ、相手方からすると。それにもかかわらずふえないというのは…

…。

○山本会長 やっぱり価格が。最終的には価格ですよ、これは。価格が安かったということ、結論的には。

○経理課長 厳しい積算をしてしまったというような、そういった感はございますが、設計事務所の積算を参考に、区内部での積算を精査しての結果ではあります。

○山本会長 まあ、ただ、その1割が適正であったかどうかというのは、確たるのはないけど、とりあえずその範囲内におさまっているから、外部者の目から見れば、それでいかんとは言えない、という結論だと思うんですけどね。まあ、異常な事態ではありますけどね。

○杉本委員 同じようなことですが、積算価格、予定価格の厳しさとか、もう少し実態を把握していただけたらと思いますね。

私も今、ちょっとそういう立場にいまして、日本経済新聞が新社屋を今建設中なものですから、いろんな業者の方を呼んでは積算価格とか根拠とか、はっきり言いまして、応札業者を何者か呼んで、いろいろ聞いたりなんかしているんですけども、やっぱり、相当、会社によって価格が違います。人件費・工事費も検査も違いますしね。もう少しこれ、見ていて、はっきり言いまして、清掃とかそういうのももっと開きがあってもいいなという気がしたんですけど、意外とみんな同じなので、意外な感じがしたんですけど。私、いろんな、清掃関係の業者の人も何者か聞いて呼んでいますけれども、呼んでいろいろ説明、プレゼンテーションを受けているんですけど、もう少し差がありますし、同じ条件でやっても差もありますし、それからその中には業者の人のアイデアも入ってきていますしね。そういうことから考えると、ちょっと余りにも同じような数字で、逆に意図的なものを感じるという気がしてしょうがないんですけども。その辺のところをきちっと精査していく方がいいんじゃないかなという気がしますけどもね。もう少し、実態というのに近いようなものを出させるようにした方がいいと思いますけれども。

○経理課長 ありがとうございます。

○山本会長 民間の単価も多分お調べになっておられての見積もりになる積算だとは思いますが、ありがとうございます。

それでは、一応、今回10件の審議案件につきましては、適正に執行されておられると。1件1件の工事なり委託契約についてでございますが。という審議結果であります。ただ、制度でありますとか、ほかの工事との関係なり委託のあり方等については、まだ今後、検討なり改善の事項があるということだろうと思います。

とりあえず、本日の入札監視委員会の議題は終わりになりますが、外部評価委員会としては、一応、年内までぐらいをめどに評価表ということが原則になっておりますので、ご

多忙だと思いますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日はありがとうございました。

○行政改革担当副参事 すみません、一応確認で。

前回は申し上げましたが、今、会長からもお話がありましたように、前回の評価表の方、ご担当をお決めいただきましたので、ご多忙と思ひますが、12月21日、来週の日曜日までに、事務局までご担当の評価表をメールでご送付いただければと思ひます。それを踏まえ、第3回の外部評価委員会を1月の下旬から2月の初旬にかけて開催したいと思ひます。これにつきましては、また後日、メールで日程調整をさせていただきます、ご通知申し上げたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○山本会長 はい。ということですので、よろしく。

入札・契約制度の改革

1 入札・契約制度の基本的な方針

杉並区では、区が締結する契約に関して、区民の信頼を確保するとともに、区内業者を中心に業者の健全な発展を主眼に（１）入札・契約締結における透明性の確保、（２）公正な競争の促進、（３）適正な施工・履行の確保、（４）不正行為の排除の方針のもと、入札・契約制度の改革を実施してきました。

また、入札・契約制度の適正化や実務の迅速化、入札参加業者の負担軽減、経費の縮減を図っていくため、平成 16 年 12 月から入札参加業者の登録申請を開始するとともに、平成 17 年 9 月発注案件から電子入札を実施しています。

今後も、競争性や透明性の一層の向上を図り、適正な運用を進めていくため、入札・契約制度の改善に取り組んでまいります。

2 入札・契約制度改革の概要（工事）

（１）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 6 年 4 月	入札経過調書の公表	入札終了後に閲覧方式で公表
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	130 万円以上の案件で、入札終了後、入札経過調書に記載
平成 12 年 12 月	予定価格の事前公表	2,000 万円以上の案件で、発注案件公告の欄外に付記
平成 14 年 4 月	郵送による入札 年間工事発注予定表の公表	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付 250 万円以上の発注予定案件
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告、年間工事発注予定表等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
9 月	入札監視委員会設置	入札・契約制度を外部から監視する。適正化法の目的を具体化
平成 15 年 4 月	年間工事発注予定表の公表範囲の拡大	130 万円超える案件
	予定価格の事前公表範囲の拡大	130 万円超える全案件に適用

実施時期	実施項目	内容説明
平成 16 年 4 月	発注基準の事前公表	3,000 万円以上の一般競争入札案件は発注案件公告で、3,000 万円未満の案件は業種別の発注基準をホームページで公表
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した 130 万円超える案件をホームページで公表
平成 18 年 4 月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明
平成 19 年 1 月	契約変更を行った案件の変更内容の公表、及び一般競争入札に申し込み、抽選で入札参加できなかった者の公表	締結後の事情により契約変更を行った案件について変更内容等を公表
平成 19 年 4 月	予定価格の事後公表への変更	適正な積算を促すため、予定価格 3,000 万円以上の案件について予定価格を事後公表

(2) 公正な競争の促進のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 14 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	3,000 万円以上の案件、区外業者の入札参加枠を制度化
平成 15 年 4 月	入札回数の限定	予定価格公表の案件は 1 回、その他は 3 回
平成 16 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	500 万円以上の案件 これにより、公募型指名競争入札は廃止
平成 17 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	発注見込み額 500 万円以上の単価契約案件 これにより、予定価格 500 万円以上の案件は一般競争入札となる。
平成 19 年 4 月	一般競争入札参加区外業者の拡大	予定価格 3,000 万円以上 3 億円未満の案件に参加できる区外業者数を拡大

(3) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成12年12月	低入札価格調査制度の導入	2,000万円以上の案件 ※「杉並区低入札価格に関する調査規程」 最低制限価格を下回っても、一律に失格とするのではなく、業者の技術力等調査のうえ、契約の相手方を決定
	最低制限価格の設定	130万円超2,000万円未満の案件
平成14年10月	履行成績不良事業者の入札参加指名停止期間を延長	「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」最長6月を1年間に延長
平成15年4月	中間検査の実施・成績評定制度の導入	1,000万円以上の案件
	納品時における低公害車の使用	工事車両について、原則として低公害車（非ディーゼル車で国又は7都県市指定）を使用することを特記仕様書に付記
平成15年7月	低入札価格工事に係る検査の強化	低入札価格調査により契約の相手方となった業者の履行状況把握のため、中間検査を実施

(4) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成12年12月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定
平成14年4月	談合等不正行為による契約解除違約金の設定	契約条項に独占禁止法違反等による違約金及び損害賠償の額を規定
10月	指名停止基準の強化	談合等の独占禁止法違反等、入札参加資格関係資料の虚偽記載があった場合の指名停止期間を延長。

(5) 新たな入札・契約制度に向けての改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成13年12月	一般競争入札（総合評価方式）の導入	3,000万円以上の案件 契約の目的や性質から価格競争による入札方式により難しい場合、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件を総合的に評価し、区に最も有利な者を落札者とするもの
平成16年4月	相互参入方式の導入（試行）	区外事業者の参入と区内事業者の他自治体への参入を目指すため、導入（試行） この方式は、次の内容である。 ① 杉並区の条件付一般競争入札に参加しようとする区外事業者の本店所在地がある自治体で、主要6業種（道路舗装、建築、電気、給排水・衛生、空調、造園）について条件付一般競争入札を採用していて、 ② 区に本店を有する事業者が上記①の入札に参加できる場合は、 ③ 杉並区が実施する条件付一般競争入札で、区市外事業者に設定する入札参加を満たす事業者等は、全社入札に参加できる。
平成16年12月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格（業者登録）申請の開始	入札参加業者の負担軽減、経費の縮減を図るため、これまで各市区町村で登録していた申請を一元化し、インターネットを通じ、入札参加資格（業者登録）の申請を行うものである。 これにより、1回の申請で入札参加を希望する自治体等を複数選択できるようになるとともに、また、随時登録を認めたことにより、いつでも業者登録ができるようになった。なお、有効期間は設定されているものの、継続の申請は可能である。

平成 17 年 4 月	小規模工事等受注希望事業者登録制度の創設	区内中小事業者への受注機会の拡大と区内経済の活性化に寄与する観点から、各部課で発注する税込み予定価格が 130 万円以下の小規模な建設工事及び施設の修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なものについて、受注を希望する区内中小建設業者を公募し、登録する制度である。登録名簿は各部課が自由に閲覧できるものとし、工事等発注時の参考とする。なお、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格登録をした事業者は本登録制度の対象外とする。
平成 17 年 10 月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札の開始	入札執行の時期や量等を勘案し、これまで郵送による入札を実施していた下記案件から実施した。 (工事) 予定価格 3,000 万円以上 (委託) 予定価格 3,000 万円以上 (物品) 予定価格 1,000 万円以上
平成 19 年 4 月	電子入札の拡大	(工事) 予定価格 2,000 万円以上 (委託・賃貸借・物品) 入札及び見積競争の全案件

3 入札・契約制度改革の概要（委託・賃貸借）

（1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	50 万円以上の案件で、入札を実施する工事案件に関連する地盤測量・設計委託のみ公表
平成 14 年 4 月	郵送による入札	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
平成 14 年 10 月	予定価格の事前公表	3,000 万円以上 ただし、清掃管理委託、工事設計等の区の積算価格によるものに限る。

平成 16 年 4 月	予定価格の事前公表範囲の拡大	1,000 万円以上の清掃管理委託で、区の積算価格によるものに限る。
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した 50 万円以上の案件をホームページで公表
平成 18 年 4 月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明
平成 19 年 4 月	一般競争入札の拡大	予定価格 2,000 万円以上の案件を一般競争入札で実施

(2) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 14 年 10 月	最低制限価格の設定	3,000 万円以上
平成 18 年 1 月	長期継続契約を締結できる契約を定める条例制定	委託業務、賃貸借契約について、その性質上、長期契約を締結することが適切な案件について、条例を定めて契約締結。履行の確保のため、委託業務に関する個別業務評価を義務付け

3) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定

4 入札・契約制度改革の効果

予定価格 500 万円以上の工事案件が一般競争入札となったことや、予定価格の事前公表等の入札・契約制度改革を推し進めてことにより、23 区の中では最も透明性や競争性・客観性の向上が進んでいるものと評価している。

しかしながら、個々の案件では高低することはあるものの、入札制度改革の

実施の効果として、全体からみれば、顕著に落札率の低下に結びつかないことも事実である。

東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札を開始したところであり、今後とも、電子入札の執行状況及びこれまで入札・契約制度の改革を検証しつつ、より一層の入札・契約制度の改革に取り組んでいきたい。

杉並区で実施している工事の契約方式（平成18年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	一般競争入札	500万円以上	<u>事前に条件を付した工事の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式</u>	東京電子自治体共同運営杉並区登録業者、共同運営格付、ISO認証取得（区外業者）、経営事項審査標準点、監理技術者の工事現場への設置等の条件を設定 区内業者は条件を満たせば全て入札に参加、区外業者は、区内参加業者数の3割(最低3者)(1億5千万円以上は5割(最低3者)、3億円以上は無制限)が参加できる。
	一般競争入札 (総合評価方式)	3千万円以上	<u>契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式</u>	杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	130万円を超え 500万円未満	<u>入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式</u>	杉並区登録業者の中から、杉並区での工事実績、経営事項審査総合評点、東京都格付、地域要件等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	130万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

杉並区で実施している委託の契約方式（平成18年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	条件付一般競争入札	工事 5百万円以上 委託・賃貸借 3千万円以上 物品 1千万円以上	<u>事前に条件を付した委託の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式</u>	杉並区登録業者、ISO 認証取得、東京都格付、契約実績等の条件を設定。
	条件付一般競争入札 (総合評価方式)	3千万円以上	<u>契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式</u>	杉並公会堂の改築(工事と維持管理運営)にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	工事 50万円を超え 5百万円未満 委託 50万円を超え 3千万円未満 物品 50万円を超え 1千万円未満 賃貸借 40万円を超え 3千万円未満	<u>入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式</u>	杉並区登録業者の中から、杉並区での契約実績、東京都格付、履行能力等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	工事・委託・物品 50万円以下 賃貸借 40万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

平成18年度工事入札結果一覧

項目 \ 入札方式	条件付一般競争入札	指名競争入札	合計
件数	259件 (68.34%)	120件 (31.66%)	379件 (100%)
予定価格(税込)	12,189,513,538円 (96.89%)	391,618,057円 (3.11%)	12,581,131,595円 (100%)
契約金額(税込)	11,683,007,460円 (96.95%)	367,195,184円 (3.05%)	21,050,202,644円 (100%)
平均落札率 (17年度)	94.38% (94.52%)	93.45% (95.55%)	94.08% (95.05%)

平成18年度委託・賃貸借入札結果一覧

項目 \ 入札方式	条件付一般競争入札	指名競争入札	合計
件数	27件 (6.75%)	373件 (93.25%)	400件 (100%)
予定価格(税込)	1,556,214,214円 (42.06%)	2,143,829,024円 (57.94%)	3,700,043,238円 (100%)
契約金額(税込)	1,153,253,598円 (40.50%)	1,693,960,911円 (59.50%)	2,847,214,509円 (100%)
平均落札率 (17年度)	81.15% (72.99%)	85.80% (89.16%)	85.08% (88.37%)

年度別入札・契約制度の変遷（工事）

平成19年4月1日現在

入札方式

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	指名競争		指名希望制指名競争			一般・希望型	条件付一般	
14	指名競争		公募型指名	条件付一般競争				
15	指名競争		公募型指名	条件付一般競争				
16	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			条件付一般競争（単価契約は除く）			
17	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			条件付一般競争			
18	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			条件付一般競争			
19	指名競争	相互参入方式（主要6業種）【板橋区と協定実施】			条件付一般競争			

予定価格「事前」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13				※ 単価契約は対象外（12年12月から試行）				
14				※ 単価契約は対象外				
15	全工事案件							
16	全工事案件							
17	全工事案件							
18	全工事案件							
19	全工事案件				対象外（事後公表）			

予定価格「事後」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	※ 単価契約は対象外（12年12月から試行）							
14	※ 単価契約は対象外							
15	事前公表に伴い予定価格の事後公表制度は廃止							
19	事前公表				事後公表			

最低制限価格制度及び低入札価格対象工事

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	最低制限価格			低入札価格調査対象（12年12月から試行）				
14以降	最低制限価格			低入札価格調査対象				

入札方式

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	随意契約	指名競争			
14	随意契約	指名競争		条件付一般競争	
15	随意契約	指名競争		条件付一般競争	
16	随意契約	指名競争		条件付一般競争	
17	随意契約	指名競争		条件付一般競争	
18	随意契約	指名競争		条件付一般競争	
19	随意契約	指名競争		条件付一般競争	

予定価格「事前」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	公表せず				
14	公表せず			区の積算価格によるものに限り公表（10月1日より実施）	
15	公表せず			区の積算価格によるものに限り公表	
16～19	公表せず		建物清掃業務のみ公表	区の積算価格によるものに限り公表	

予定価格「事後」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
14	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
15	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
16～19	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			

最低制限価格制度の実施

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	未実施				
14	未実施			区の積算価格によるものに限り実施（10月1日より実施）	
15	未実施			区の積算価格によるものに限り実施	
16～19	未実施			区の積算価格によるものに限り実施	

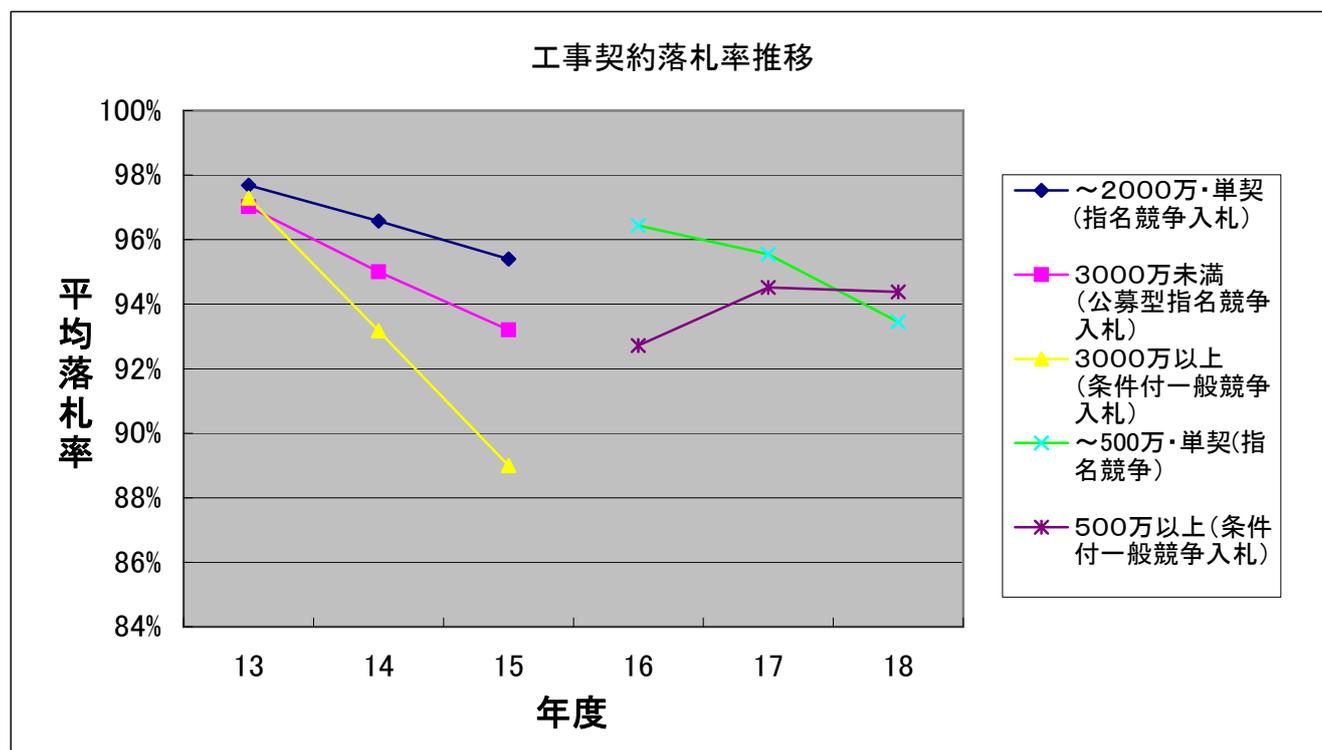
工事及び委託契約における落札率の推移

資料 3

1. 工事

平成19年3月末日現在

方式 年度	指名競争入札		～2000万・単契 (指名競争入札)		3000万未満 (公募型指名競争 入札)		3000万以上 (条件付一般競争入札)		合計		
									落札率	件数	
13	---	---	97.69%	260件	97.02%	23件	97.29%	25件	97.61%	308件	
14	---	---	96.58%	260件	95.00%	22件	93.17%	34件	96.10%	316件	
15	---	---	95.40%	254件	93.20%	23件	89.00%	40件	94.43%	317件	
	～500万・単契(指名競争) ※ 17年度より単契を除く。		500万以上(条件付一般競争入札) ※ 17年度より単契を含む。								
16	96.44%	185件	92.72%		154件				94.75%	339件	
17	95.55%	113件	94.55%		213件				95.05%	326件	
18	93.45%	120件	94.38%		259件				94.08%	379件	

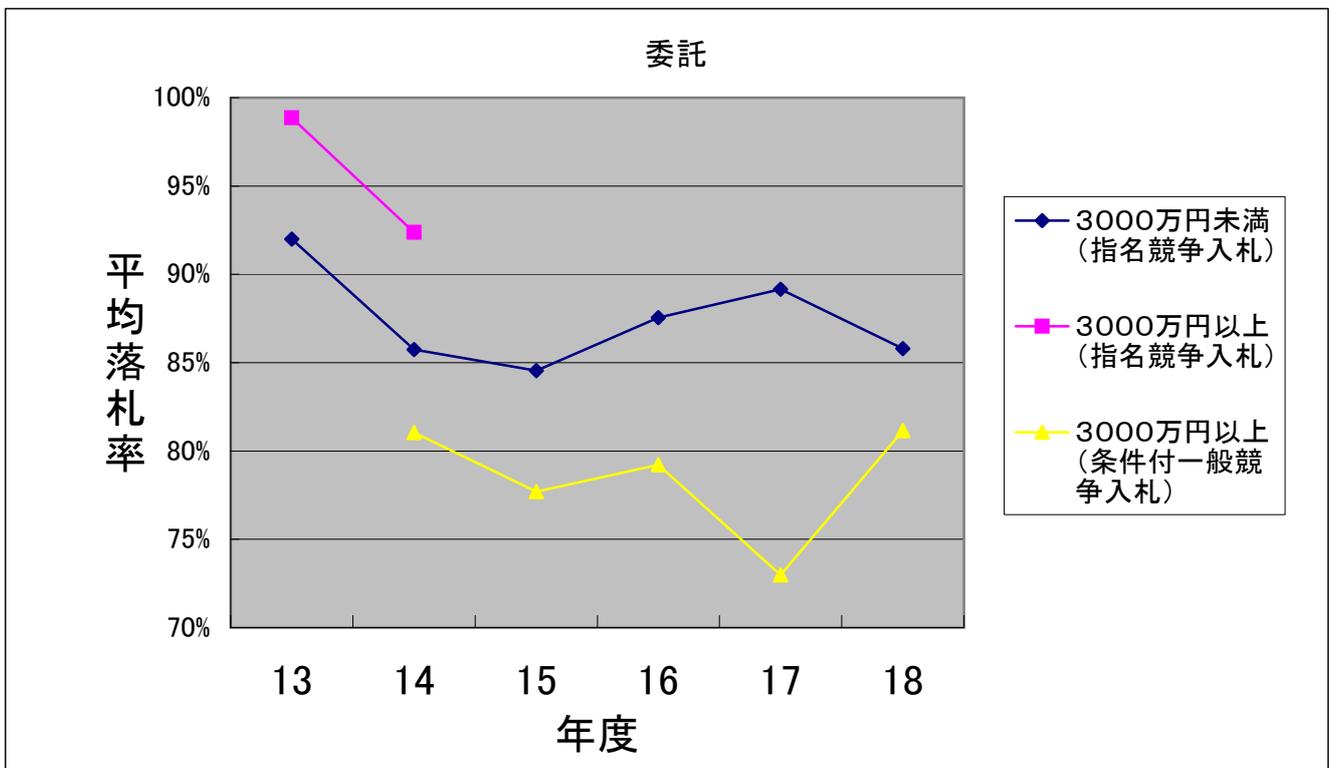


2. 委託

平成19年3月末日現在

年度	3000万円未満 (指名競争入札)		3000万円以上				合計	
			指名競争入札		条件付一般競争入札		落札率	件数
13	91.99%	219件	98.87%	16件			94.26%	235件
14	85.74%	253件	92.37%	12件	81.04%	3件	85.98%	268件
15	84.55%	289件			77.70%	16件	84.19%	305件
16	87.54%	371件			79.21%	20件	87.11%	391件
17	89.16%	372件			72.99%	19件	88.37%	391件
18	85.80%	373件			81.15%	27件	85.08%	400件

※ 条件付一般競争入札は、平成14年4月1日以降入札分に適用された。



年度別入札形態別平均参加業者数一覧

工事案件

	指名競争入札 <~2,000万円・単契>	公募型指名競争入札 <3,000万円未満>	条件付一般競争入札 <3,000万円以上>
14年度	6.7社	15.1社	14.4社
15年度	6.7社	12.4社	12.0社
	指名競争入札 <~500万円・単契>	条件付一般競争入札 <500万円以上>	
16年度	7.2社	12.1社	
17年度	5.8社	11.5社	
18年度	5.7社	11.6社	

委託案件

	指名競争入札		条件付一般競争入札 <3,000万円以上>
	<3,000万円未満>	<3,000万円以上>	
14年度	6.4社	8.0社	17.4社
15年度	6.4社	—————	19.4社
16年度	6.3社	—————	25.9社
17年度	6.9社	—————	26.4社
18年度	7.5社		16.2社

(条件付一般競争入札は、平成14年4月1日以降の入札分から適用された。)

工事業種別競争入札登録業者数

平成19年10月1日現在

業種 番号	業種名	業者数			業種 番号	業種名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
01	道路舗装工事	41	678	719	33	電話・通信	6	261	267
02	橋りょう工事	17	358	375	34	拡声装置	2	106	108
03	河川工事	21	413	434	35	畳	2	33	35
04	水道施設工事	33	599	632	36	内装仕上	13	163	176
05	下水道施設工事	32	617	649	37	一般塗装	15	163	178
06	一般土木工事	63	949	1,012	38	橋りょう塗装	10	99	109
07	建築工事	47	620	667	39	防水	13	204	217
08	電気工事	44	577	621	40	鉄骨架構	0	44	44
09	給排水衛生工事	42	459	501	41	鋼けた	0	47	47
10	空調工事	37	456	493	42	PCけた	0	27	27
11	建築設計	14	517	531	43	水門門扉	1	17	18
12	土木設計	10	488	498	44	ポンプ据付け	1	69	70
13	設備設計	5	189	194	45	水処理装置	1	94	95
14	測量	20	449	469	46	焼却設備	0	34	34
15	地質調査	8	249	257	47	ボイラー	1	16	17
16	さく井	1	26	27	48	エレベーター	0	36	36
17	船舶	0	2	2	49	電車線架線	0	8	8
19	しゅんせつ 埋立て	0	17	17	50	地中線	2	70	72
20	しゅんせつ	0	47	47	51	鉄道信号装置	0	5	5
21	潜かん	0	69	69	52	計装装置	1	93	94
22	軌道	0	22	22	53	沈砂池・沈殿池 機械設備工事	0	55	55
23	シールド工事	4	147	151	55	送風機機械 設置工事	0	30	30
24	推進工事	11	292	303	56	ばっ気槽散気 設備工事	1	33	34
25	地下鉄工事	0	80	80	57	汚泥脱水 設備工事	0	40	40
27	造園	23	394	417	58	消化槽機械 設備工事	0	21	21
28	運動場施設	16	347	363	59	ガス貯留 設備工事	0	14	14
29	コンクリート プレハブ	1	45	46	60	公設ます工事	13	133	146
30	鉄骨プレハブ	1	30	31	61	水道管更正工事	0	33	33
31	ひき家・解体	7	164	171	62	石綿処理	2	156	158
32	消火設備	9	179	188	63	機械器具設置	3	181	184

資料 5

業種番号	業種名	業者数			業種番号	業種名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
64	屋根	2	29	31	9906	床板補強	0	93	93
66	金網さく	11	205	216	9907	電源設備	4	125	129
67	板金	0	5	5	9908	発電設備	2	96	98
68	サッシュ	4	63	67	9909	電気防食	0	17	17
69	シャッター	0	33	33	9910	給湯器・浴槽 設備工事	11	65	76
70	起重機	0	8	8	9911	床仕上	2	25	27
72	冷凍・冷蔵庫 工事	1	29	30	9912	放射線防御	1	5	6
73	グラウト	0	113	113	9914	飛散防止工事	0	22	22
74	道路標識設置	6	159	165	9915	ろ過層処理	0	22	22
75	道路標示塗装	6	78	84	9917	厨房	5	36	41
76	ガードレール	8	192	200	9920	石工事	0	27	27
77	モルタル吹付け	1	40	41	9923	自動ドア設置	0	18	18
78	植生	6	124	130	9924	強化樹脂板取付	1	14	15
79	運動器具設置	2	105	107	9925	医療ガス配管	0	11	11
80	テレビ共聴工事	2	97	99	9926	高圧ガス配管	0	13	13
81	防音壁・しゃ音壁	3	104	107	9930	集じん装置	0	24	24
82	舞台装置	1	47	48	9933	タイル工事	1	8	9
84	と場施設	0	6	6					
86	ガソリンスタンド	0	10	10					
87	PCタンク	0	38	38					
91	すべり止め舗装	9	158	167					
92	樹脂塗装	3	79	82					
93	陸上信号機	0	36	36					
94	伸縮継手	1	74	75					
95	鉄鋼加工	0	36	36					
96	ウェルポイント	0	15	15					
97	パイプライニング	0	26	26					
98	脱硫・脱臭	0	40	40					
9901	基準タンク	0	6	6					
9902	安全溝設置	0	14	14					
9904	空気搬送	0	5	5					

	区内業者	区外業者	計
108業種	687	14,359	15,046

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
		242	3,779

物品営業種目別競争入札登録業者数

平成19年10月1日現在

種目番号	営業種目名	業者数			種目番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
001	文房具事務用品・ 図書	17	305	322	101	印刷	16	412	428
002	事務機器・情報処 理用機器	18	508	526	102	複写業務	2	82	84
003	学校教材・運動用 品・楽器	19	314	333	103	建物清掃	53	925	978
004	什器・家具	19	267	286	104	電気・暖冷房等 設備保守	89	1,033	1,122
005	荒物雑貨	12	204	216	105	警備・受付等	37	647	684
006	工業用ゴム	2	48	50	106	通信施設保守	7	201	208
007	繊維・ゴム・皮革 製品	6	183	189	107	環境関係測定 機器保守	2	57	59
008	室内装飾品等	10	251	261	108	ボイラー清掃	10	120	130
009	家電・カメラ・厨房 機器等	17	329	346	109	浄化槽・貯水槽 清掃	44	655	699
010	自動車・自転車	3	101	104	110	道路・公園管理	75	785	860
011	燃料・ガス・油脂	1	27	28	111	害虫駆除	40	554	594
012	電車両・軌道用品	0	14	14	112	廃棄物処理	38	444	482
013	船舶・航空機	0	7	7	113	管渠清掃	17	157	174
014	理化学機器器具	3	149	152	114	運搬請負	12	198	210
015	工作用機械器具	2	56	58	115	広告代理	2	102	104
016	産業用機械 器具類	13	324	337	116	ビデオ・スライド 製作	3	139	142
017	通信用機械 器具類	8	282	290	117	航空写真・図面 製作	7	176	183
018	農業・建設用機械 器具	2	27	29	118	医療事務	6	65	71
019	医療用機械器具	3	127	130	119	病院給食・学校 給食	5	114	119
020	医薬品・衛生材料 ・介護用品	3	145	148	120	催事関係業務	11	259	270
021	コンクリート・セメ ント	7	70	77	121	情報処理業務	15	728	743
022	鉄鋼・非鉄・鋳鉄 製品	6	80	86	122	検査業務	5	226	231
023	電線・絶縁材料	3	50	53	123	都市計画・交通 関係調査業務	14	500	514
024	標識・看板等	13	281	294	124	土木・水系関係 調査業務	10	331	341
025	工業薬品・防疫剤	3	135	138	125	市場・補償鑑定 関係業務	11	443	454
026	警察・消防・防災 用品	18	278	296	126	環境アセスメント 関係調査業務	8	410	418
027	造園資材	21	164	185	127	下水道管路内TV カメラ調査業務	13	129	142
028	百貨店・総合商社	0	7	7	128	クリーニング	3	54	57
090	その他の物品	11	311	322	129	汚泥脱水機ろ布	0	8	8
099	不用品買受	2	133	135	130	浄水場・処理場 機械運転管理	3	114	117

種目 番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計
131	貸貸業務	15	455	470
190	その他の業務 委託等	47	1,212	1,259
201	ライフライン	0	3	3

	区内	区外	計
物品業者	242	5,177	5,419
委託業者	620	11,738	12,358
合計	862	16,915	17,777

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
		276	5,309

平成18年度・平成19年度 指名停止措置状況一覧

平成19年9月末日現在

NO	企業名	指名停止期間	指名停止理由
1	ミナト矢崎サービス(株)	平成17年 5月25日から 平成17年 8月24日まで (3月)	平成17年5月2日条件付一般競争入札執行された「区立成田図書館空調設備改修その他工事」を落札しながら、契約締結辞退を申し出たため。
2	国土環境(株) エヌエス環境(株) 財団法人 日本気象協会 帝人エコ・サイエンス(株) 三菱マテリアル資源開発(株)	平成17年 7月 7日から 平成17年10月 6日まで (3月)	大阪府が発注した水又は土壌の環境測定分析業務において、談合をしたとして公正取引委員会から、排除勧告を受け、これを応諾したため。
3	(株)横河ブリッジ 川田工業(株) JFEエンジニアリング(株) (株)東京鐵骨橋梁 高田機工(株) (株)栗本鐵工所 (株)宮地鐵工所 松尾橋梁(株) 三菱重工業(株) 川崎重工業(株) 日本橋梁(株) 三井造船(株) (株)サクラダ 住友重機械工業(株) 日立造船(株) 新日本製鐵(株) 日本鉄塔工業(株) 駒井鐵工所(株) 片山ストラテック(株) トピー工業(株) 日本車輛製造(株) (株)ハルテック 佐藤鉄工(株) 以上23社	平成17年 7月 7日から 平成17年10月 6日まで (3月)	国土交通省が発注した鋼橋上部工事について、談合をしたとして公正取引委員会から検事総長へ告発し、東京高等検察庁が起訴したため。
4	(株)横河ブリッジ 川田工業(株) JFEエンジニアリング(株) (株)宮地鐵工所 三菱重工業(株)	平成17年 7月 7日から 平成18年 1月 6日まで (6月)	日本道路公団が発注した鋼橋上部工事について、談合をしたとして公正取引委員会から検事総長へ追加告発し、東京高等検察庁が起訴したため。
5	中央青山監査法人	平成17年11月18日から 平成18年 2月17日まで (3月)	東京地検特捜部のカネボウ(株)粉飾決算摘発に伴い、同監査法人の代表社員4名が証券取引法違反で逮捕・起訴されたため。

NO	企業名	指名停止期間	指名停止理由
6	東武建設(株)	平成17年11月18日から 平成18年 2月17日まで (3月)	宇都宮市の発注する土木一式工事及び建築一式工事において、談合をしていたとして、公正取引委員会から排除勧告を受け、これを応諾したため。
7	瀧上工業(株) 古河機械金属(株) (株)名村造船所 (株)サイヤス・ヒシノ明昌	平成17年11月 7日から 平成18年 5月 6日まで (6月)	国土交通省及び日本道路公団が発注した鋼橋上部工事について、談合をしたとして公正取引委員会から排除勧告を受け、これを応諾したため。
8	和泉ビジネス・マシン(株)	平成17年12月15日から 平成18年 1月14日まで (1月)	平成17年11月30日指名競争入札執行された「ホスト系ネットワーク機器の賃貸借」を落札しながら、契約締結辞退を申し出たため。なお、錯誤による記載間違いであり、これまでの履行状況を勘案し期間調整した。
9	不動建設(株) 勝村建設(株) (株)クボタ建設	平成17年12月19日から 平成18年 3月18日まで (3月)	東京都発注の中川左岸防潮堤耐震補強工事について、警視庁より談合罪の容疑で不動建設東京本店副本店長及び勝村建設元常務執行役員の両名が、また、東京都の発注した排水本管新設工事で警視庁より入札妨害罪で勝村建設元常務執行役員及びクボタ建設東京支店営業担当部長の両名が、逮捕・起訴されたため。
10	日本光電東京(株)	平成18年 3月 7日から 平成18年 9月 6日まで (6月)	平成18年3月3日条件付一般競争入札執行された「自動体外除細動器(AED)の購入」を落札しながら、契約締結辞退を申し出たため。
11	日本美装(株)東京支店	平成18年 3月 1日から 平成18年 8月31日まで (6月)	平成18年3月1日条件付一般競争入札執行された「井草地域区民センター外9施設の機械設備保守点検業務委託」を落札しながら、契約締結辞退を申し出たため。なお、この辞退により他の2件の落札案件の契約相手方とできないため、期間加算した。

NO	企業名	指名停止期間	指名停止理由
12	協立測量 株式会社	平成18年 5月18日から 平成19年 5月17日まで (12月)	平成18年 5月17日、協立測量(株)の代表取締役 海老原 秀行及び同社専務 阿部 善宏の両名が、首都圏中央連絡自動車道(「圏央道」)の入札に関して、元国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所副所長 伊藤 久数と共謀し公正な入札を妨害したとして、刑法第96条の3競売入札妨害の容疑で警視庁に逮捕された。
13	東京ビル整美 株式会社	平成18年 9月 1日から 平成18年 9月30日まで (1月)	平成18年 4月 1日、杉並区立高円寺地域区民センター外2施設の建物総合管理を受託した東京ビル整美株式会社(代表取締役 松本 房人)は、契約条項による再委託の事前申出を行わず、受託業務の現場に混乱を生じさせ、一時区民サービスの低下を招いた。
14	大和工商リース 株式会社	平成18年 9月 6日から 平成18年12月 5日まで (3月)	静岡市職員が関与した遺跡発掘調査に関する贈収賄で、平成18年8月31日大和工商リース株式会社静岡支店の職員が贈収賄容疑で逮捕されたため。(静岡市職員についても、同日収賄容疑で逮捕されている。)
15	東京ビル整美 株式会社	平成18年10月 1日から 平成19年 3月31日まで (6月)	平成18年 4月 1日、杉並区立高円寺地域区民センター外2施設の建物総合管理を受託した東京ビル整美株式会社(代表取締役 松本 房人)は、受託業務において、遅滞なく履行すべき業務を現場管理者の管理不行き届きから遅滞させ、現場の混乱を生じさせた。
16	中央管財 株式会社 株式会社 大山サービス	平成18年12月13日から 平成19年 3月12日まで (3月)	中央管財(株)は、受託業務において区の承認なく(株)大山サービスに業務を再委託し、契約業務中に(株)大山サービス職員による区職員の金品窃盗という不祥事を起こさせたため。
17	株式会社 ヤマデン	平成19年 2月14日から 平成19年 5月13日まで (3月)	落札者の契約締結義務違反 一般競争入札「下井草自転車集積所他照明器具増設工事」を落札しながら、契約辞退を申し出たため。
18	松尾建設 株式会社 東京支店	平成19年 2月16日から 平成19年 5月15日まで (3月)	同社佐賀支店副支店長が、佐賀地方検察庁より競売入札妨害罪で在宅起訴されたため。
19	東京ベイサイドビルサービス 協同組合	平成19年 3月16日から 平成19年 6月15日まで (3月)	落札者の契約締結義務違反 一般競争入札「井草地域区民センター外10施設の機械設備保守点検業務委託」を落札しながら、契約辞退を申し出たため。

NO	企業名	指名停止期間	指名停止理由
20	シンドラエレータ株式会社 東京支店	平成19年 3月29日から 平成19年 9月28日まで (3月)	建築基準法施行規則に基づく、登録昇降機検査資格者の資格取得に当たり事務経験年数を組織的に詐称し、不正に資格取得した者により区内施設の法定点検を実施したため。
21	松尾建設株式会社 東京支店 外52社	平成19年 6月22日から 平成19年 9月21日まで (3月)	防衛施設庁発注工事において、独占禁止法に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたことによる。
22	日本総合産業株式会社	平成19年 6月 1日から 平成19年 8月31日まで (3月)	落札者の契約締結義務違反 指名競争入札「発電機等防災資機材の購入」において、落札しながら、契約辞退を申し出たため。

第2回外部評価（入札監視）委員会審議対象案件一覧

1. 工事案件

- (1) 杉並区上井草スポーツセンター庭球場人工芝張替え工事
(業種：運動場施設、入札方法：一般競争入札)
- (2) 高井戸小学校校舎併設（仮称）高井戸北自転車駐車場給排水衛生設備工事
(業種：給排水衛生、入札方法：一般競争入札)
- (3) 杉並区立杉並芸術会館建築工事
(業種：建築、入札方法：一般競争入札)
- (4) 杳掛小学校外1校バリアフリー化工事
(業種：建築、入札方法：指名競争入札)
- (5) 街路灯補修工事（単価契約）その1
(業種：電気、入札方式：指名競争入札)

2. 委託案件

- (1) 杉並第十小学校温水プール監視業務委託
(業種：警備・受付等、入札方法：一般競争入札)
- (2) 安全パトロール業務委託（長期継続契約）
(業種：警備・受付等、入札方法：一般競争入札)
- (3) 選挙物品配送・回収並びに投票所（期日前）、開票所設営及び撤去委託
(業種：催事関係、入札方法：指名競争入札)
- (4) 中央図書館清掃等建物管理業務委託
(業種：建物清掃、入札方法：指名競争入札)
- (5) 松溪中学校改築に伴う基本設計委託
(業種：建築設計、入札方法：指名競争入札)

平成 19 年度 入札監視委員会 審議案件一覧

1 委員選定審議案件資料／平成 18 年度工事入札（一般競争入札）

整理番号	業種	契約件名	入札日	業者数	予定価格	契約金額	落札率
7	運動場施設	杉並区上井草スポーツセンター庭球場人工芝張替え工事	平成 19 年 2 月 14 日	10	23,899,050 円	12,600,000 円	52.7%
20	給排水衛生	高井戸小学校校舎併設（仮称）高井戸北自転車駐車場給排水衛生設備工事	平成 18 年 5 月 12 日	6	135,114,000 円	128,100,000 円	94.8%
51	建築	杉並区立杉並芸術会館建築工事	平成 18 年 11 月 27 日	1	1,848,000,000 円	1,835,400,000 円	99.3%

2 委員選定審議案件資料／平成 18 年度工事入札（指名競争入札）

整理番号	業種	契約件名	入札日	業者数	予定価格	契約金額	落札率
53	建築	沓掛小学校外 1 校バリアフリー化工事	平成 19 年 2 月 19 日	5	3,097,500 円	3,013,500 円	97.2%
99	電気	街路灯補修工事（単価契約）その 1	平成 18 年 3 月 16 日	5	18,481,412 円 （発注見込額） 2,882,500 円	17,745,000 円	96.0%

3 委員選定審議案件資料／平成18年度委託入札（一般競争入札）

整理番号	業種	契約件名	入札日	業者数	予定価格	契約金額	落札率
6	警備・受付等	杉並第十小学校温水プール監視業務委託	平成18年2月28日	17	40,863,354円	33,600,000円	82.2%
20	警備。受付等	安全パトロール業務委託（長期継続契約）	平成18年5月1日	5	81,105,108円	81,018,000円	99.9%

4 委員選定審議案件資料／平成18年度委託入札（指名競争入札）

整理番号	業種	契約件名	入札日	業者数	予定価格	契約金額	落札率
40	催事関係	選挙物品配送、回収並びに投票所(期日前)、開票所設営及び撤去委託	平成19年2月21日	6	17,144,400円	17,144,400円	100%
89	建物清掃	中央図書館清掃等建物管理業務委託	平成18年3月2日	15	29,943,900円	29,610,000円	98.9%
285	建築設計	松溪中学校改築に伴う基本設計委託	平成18年6月23日	9	9,998,100円	1,858,500円	18.6%

発注公告・条件付一般競争入札

杉並区公告契約第18-1-2800-000651号

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の6の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
平成19年01月29日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並区上井草スポーツセンター庭球場人工芝張替工事
業種(営業種目)	運動場施設
履行場所(納入場所)	杉並区上井草三丁目34番1号
履行期間(納入期限)	契約締結の翌日から平成19年3月28日まで
概要	上井草スポーツセンターの庭球場(35.55m×61.80m)全四面の砂入り人工芝の張替え工事 1. 既設人工芝撤去処分工事 2. 下地不陸調整工事 3. 新設人工芝敷設工事 庭球場全面(2194.462㎡)をポリプロピレン モノフィラメント素材の砂入り人工芝で敷設する。
税抜予定価格	22,761,000円
発注方法	単体発注
参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「運動場施設」に登録のある業者であること。 引き続き2年以上の当該業種の営業を営んでいること。 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 区内業者 杉並区内に本店を有する者又は杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で次のア・イの条件をともに満たすこと。 ア 本件申し込み時点で最新の経営事項審査総合評点「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」が600点以上を有すること。 イ 東京電子自治体共同格付を有すること。 区外業者 (1)次のア・イの条件をすべて満たすこと。 ア 本件申し込み時点で最新の経営事項審査総合評点「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」が700点以上を有すること。 イ 東京電子自治体共同格付100番以内を有すること。
申込期間	平成19年01月29日から平成19年01月31日午後5時(区着信時間)まで 締切時間を過ぎての着信は無効とする。
申込方法等	インターネットから申込む 杉並区公式ホームページ「入札のお知らせ」の「発注案件のご案内」画面において、当該案件の「申込」ボタンを押し、所定の入力を行うことで申し込む。
入札参加資格の決定	参加資格のない者には、平成19年2月1日までにメール又は電話で連絡する。 平成19年2月1日までに連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。
図面・仕様書等・入札専用封筒の入手方法	平成19年2月5日着の宅配便(着払い)で送付する。 ※入札の封筒については、任意とする。 ※図面・仕様書等は入札時に返還すること。
質問の方法	<ol style="list-style-type: none"> 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 区指定の質疑書を用いる。 指定質疑書は図面・仕様書等に同封する。 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612
入札(開札)日時	平成19年02月14日 10時30分
入札(開札)場所	杉並区役所入札室(東棟5階)
入札方法	持参による。
入札回数	1回(再度入札は行わない)
入札書送付方法	持参による。
入札保証金	納付免除
契約保証金	必要となる場合がある
低入札価格調査制度	適用する
積算内訳書の提出	1 入札時には必要ない。

	2 落札者は積算内訳書を提出すること。
留意事項	1 契約締結日 落札の日から5日以内 2 契約担当者 入札書のあて名は「杉並区経理課長 柿本 博美」とする。 3 前払い金 無し 4 部分払い 無し 5 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。(様式は任意とする) 6 本件は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)対象工事である。

入札経過調書（工事）

平成 18 年度

契約番号	70000433
契約件名	杉並区上井草スポーツセンター庭球場人工芝張替工事
入札日時	平成 19 年 2 月 14 日 午前 10 時 30 分
工事場所	杉並区上井草三丁目34番1号
契約金額	12,600,000 円（税込み）

予定額（円）	落札率
22,761,000（税抜き）	52.7%
23,899,050（税込み）	

番号	業者コード	入札業者名						備考
		所在地	第1回金額(円)	順位				
1	20042447	屋外体育						
	杉並区	13,600,000	2					
2	20014133	ミカドスポーツ						
	杉並区	21,400,000	9					
3	20014141	公立土木						
	杉並区	17,900,000	5					
4	20000205	興亜土木						
	杉並区	20,800,000	8					
5	20014443	長谷川体育施設						落札
	世田谷区	12,000,000	1					
6	20038903	ケイツー						
	杉並区	15,920,000	4					
7	20017183	大成産業						
	杉並区	21,500,000	10					
8	20014389	日本体育施設						
	中野区	19,800,000	7					
9	20001040	前田道路						
	港区	15,250,000	3					
10	20014460	東亜道路工業						
	大田区	18,700,000	6					
11								
12		入札の結果、杉並区低入札価格に関する調査規程に基づく調査基準価格を下回ったため、同規程第6条及び第7条により調査・審査を実施し、 当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたので、長谷川体育施設を落札者として決定する。						
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	世田谷区太子堂1-4-21
	名称	長谷川体育施設株式会社
工事	名称	杉並区上井草スポーツセンター庭球場人工芝張替工事
	場所	杉並区上井草3-34-1
	種別	運動場施設
	概要	<p>上井草スポーツセンターの庭球場(35.55m×61.80m)全四面の砂入り人工芝の張替え工事</p> <p>1. 既設人工芝撤去処分工事</p> <p>2. 下地不陸調整工事</p> <p>3. 新設人工芝敷設工事</p> <p>庭球場全面(2194.462m)をホリフロヒレン モノフィフメント素材の砂入り人工芝で敷設する。</p>
工事着手時期	平成19年2月	
工事完成時期	平成19年3月28日	
契約金額	¥12,600,000	

低入札価格事情聴取書

契約案件名 杉並区上井草スポーツセンター庭球場人工芝張替工事

業者名 長谷川体育施設株式会社 東京営業所
東京営業所所長 花田 隆
東京営業所営業課長 沢田 順二

事情聴取者 政策経営部経理課契約担当 大嶋 陽子
政策経営部経理課契約担当 唐沢 実
社会教育スポーツ課社会体育係 今村 博文
社会教育スポーツ課社会体育係 伊藤 千草
政策経営部営繕課営繕係 小柏 元英

事情聴取日時 平成 19年2月22日(木) 13時20分～ 13時50 分

事情聴取場所 杉並区役所東棟五階入札室

事情聴取項目

1 当該価格により入札した理由	<p>・営業所が世田谷にあり、杉並区に隣接している点と、平成17年度の下高井戸運動場の施工実績があり、継続的な実績を残したいという強い希望がある。 ・手持ち工事である首都大学東京で使用する材料と同じ物であり、メーカーの大塚家具製造販売(株)とは代理店契約を交わしていることから、調達コストを大幅に削減できると判断した。 ・上記理由で応札したが、協力会社についてはトラブルの無いよう適切に下請け契約を履行し、品質及び出来形については設計図書当に基づいた施工を行うことは勿論のこと、安全管理も徹底し、全社を上げて全力を傾注する所存である。</p>			
2 契約対象工事付近における手持工事の状況	<p>首都大学東京(南大沢キャンパス)球技場外整備工事 (学校法人 首都大学東京) 工期平成19年2月1日～平成19年3月10日</p>			
3 契約対象工事に関連する手持工事の状況	<p>首都大学東京(南大沢キャンパス)球技場外整備工事 (学校法人 首都大学東京) 工期平成19年2月1日～平成19年3月10日</p>			
4 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連	<p>事業所 世田谷区太子堂1-4-21 倉庫 府中市西原町1-14-1</p>			
5 手持資材の状況	無し			
6 資材の購入先及び購入先との関係	人工芝 大塚家具製造販売(株) 取引年数21年 代理店契約有り			
7 手持機械数の状況	レーザートラクター	MK-85S	100Ps	2
	レーザーレベラー	LL-4000	作業幅4000mm	3
	パワーハロー	BATA230	作業幅2300mm	3
	リムーバー			3
	モールドレン			1
	ロトマチック	R58	ガソリン11Ps	2
	フロアサンダー	305	5.5Kw	2
	ウレタン切削機	R250D	38Ps	2
	モータースイパー	235D-MLD		4
	ウレタンミキサー	M120D	8.2Kw	4
	ウレタンスプレーヤー	S120D	8.2Kw	9
	フォークリフト	FD18C	1.5t	4
	グラブクリーナー	F60		1
	ドラムプレス	DP-251	25t	1
	トップドレッサー	F12D	施工幅1520mm	1
クリーンターフ			1	
平成18年度 首都大学東京(南大沢キャンパス)球技場外整備工事				8446万

8 過去に施工した公共工事名及び発注者並びにその履行状況	<p>世田谷区立給田保育園園庭整備工事 708万</p> <p>平成17年度 杉並区下高井戸人工芝張替その他改修工事 JV70% 1億1308万</p> <p>都立調布北高等学校(17)道路補修工事その他改修工事 JV70% 8033万</p> <p>平成16年度 しながわ中央公園多目的広場改修工事(人工芝張替) 7980万</p> <p>世田谷区立河口湖林間学校校庭改修工事 882万</p>
9 第一次下請の予定業者及び予定下請金額	人工芝張替 大塚家具製造販売(株)
10 経営内容及び経営状況	3月が決算月であるが、今年度も前年同様の経営状況である。
11 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況その他の信用状況	違反・不払い・支払い遅延無し。 工事事故無し。
12 その他必要と認められる事項	本案件より大きな工事を現在施工中であり、使用する人工芝が同一資材であるため、調達金額を大幅に低下させることが出来た。

低入札価格審査書

契約件名	杉並区上井草スポーツセンター庭球場人工芝張替工事	予定価格	22,761,000円
入札日	平成 19 年 2 月 14 日	調査基準価格	15,930,000円
入札者名	長谷川体育施設株式会社	入札価格	12,000,000円
調査結果	本工事と同一の人工芝を使用する工事を施工中であり、人工芝の価格を下げている。本積算内訳の価格で調達することが出来るとの確約を得ているため、予定価格を大幅に下回った契約が可能と判断できる。		
契約担当者の意見等	経営事項審査において、総合評点が3年間とも1,100点を超える高得点を取得している。 財務諸表においては、債務も無く安定した利益を上げている。本年度も前年同様な経営状況との報告を受けており、経営的な不安はない。		
低入札価格審査委員会	開催日	平成 19 年 2 月 22 日	
	審査結果	審査の対象者を落札者と (<u>する</u>) ・ しない)	
	理由	事前提出資料、長谷川体育からの入札事情聴取内容等を総合的に審査した結果、本契約の履行には支障の無いものと判断する。	

契約担当者名 経理課長 柿本博美

低 入 札 価 格 審 査 結 果

- 1 契 約 件 名 杉並区上井草スポーツセンター庭球場人工芝張替工事
- 2 入 札 日 時 平成19年2月24日 午前10時30分
- 3 予 定 価 格 22,761,000円
- 4 調 査 対 象 価 格 12,000,000円
- 5 調 査 対 象 者 長谷川体育株式会社 東京営業所
- 6 調 査 実 施 日 平成19年2月22日

審 査 結 果	本契約の内容に適合した履行がなされるものと認める。 なお、本工事の品質確保のため、必要に応じて中間検査を実施する。
---------	--

平成19年2月27日

杉並区政策経営部長

松 沼 信 夫

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 18 年 4 月 7 日

杉並区長 山田 宏

件名	高井戸小学校校舎併設（仮称）高井戸北自転車駐車場給排水衛生設備工事
業種	給排水衛生工事
履行場所	杉並区高井戸西二丁目 2 番
履行期間	契約締結の翌日から平成 20 年 3 月 17 日まで （地下自転車駐車場は平成 19 年 6 月 15 日まで）
概要	校舎 ・給水設備工事 ・給湯設備工事 ・消火設備工事 ・排水設備工事 ・衛生器具設備工事 ・ガス設備工事 自転車駐車場 ・給水設備工事 ・排水設備工事
予定価格	135,114,000 円（税込）
発注方法	建設共同企業体発注
建設共同企業体 結成方法	1 2 社による自主結成であること。 2 この入札に関して、同時に 2 以上の建設共同企業体の構成員にならないこと。 3 出資比率は以下のとおりであること。 出資比率 1 位の構成員 上限 70% 出資比率 2 位の構成員 下限 30%
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「給排水衛生工事」に登録のある業者であること。 3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 4 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い施工現場に専任で配置できること。 6 区内業者 杉並区内に本店を有する者又は杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者の参加資格 出資比率第 1 位の構成員になれる者 次のア・イ・ウ・エの条件を全て満たすこと。 ア 東京電子自治体共同格付「給排水衛生工事」A 級又は B 級を有すること。 イ 本件申込時点で、最新の経営事項総合評点「管工事」が 830 点以上を有すること。

ISO9000S 又は 14000S を取得している場合は緩和処置として「管工事」780点以上とする。

ウ 特定建設業の許可を有すること。

エ 告示日前5年間の官公庁における1件の契約実績が、給排水衛生工事で「4千万円以上」あること。

出資比率第2位の構成員になれる者

次のア・イ・ウの条件を全て満たすこと。

ア 東京電子自治体共同格付け「給排水衛生工事」C級以上を有すること。

イ 本件申込時点で、最新の経営事項総合評点「管工事」が600点以上を有すること。

ISO9000S 又は 14000S を取得している場合は緩和処置として「管工事」550点以上とする。

ウ 告示日前5年間の官公庁における1件の契約実績が、給排水衛生工事で「2千万円以上」あること。

7 区外業者の参加資格

ア、特定建設業の許可を有すること

イ、ISO9000S 又は 14000S の認証を取得していること

出資比率第1位の構成員になれる者

次のア・イの条件を全て満たすこと。

ア 東京電子自治体共同格付「給排水衛生工事」A級を有すること。

イ 本件申込時点で、最新の経営事項総合評点「管工事」が1,050点から1,200点までを有すること。

ウ 告示日前5年間の官公庁における1件の契約実績が、給排水衛生工事で「1億円以上」あること。

出資比率第2位の構成員になれる者

次のア・イ・ウの条件を全て満たすこと。

ア 東京電子自治体共同格付「給排水衛生工事」A級を有すること。

イ 本件申込時点で、最新の経営事項総合評点「管工事」が900点から1,100点までを有すること。

ウ 告示日前5年間の官公庁における1件の契約実績が、給排水衛生工事で「4千万円以上」あること。

8 その他

区内業者のみで結成されたJV及び構成員に区内業者を含んだJV「区内業者JV」は、すべて入札に参加できる。

構成員が区外業者のみのJVが入札に参加できる数は、区内業者JV数の1割（最低参加2者）が抽選により参加できる。

一般競争入札参加資格確認申請書の希望理由欄に、抽選用の3桁の数字を入力すること。抽選の方法については、配布資料等の「区外事業者の入札参加抽選方法」を参照のこと。

入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達システムにより申し込むとともに、「建設共同企業体協定書」を郵送により提出すること。
希望申請書提出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月7日(金)午前9時から平成18年4月14日(金)午後4時まで(締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。) ・「建設共同企業体協定書」郵送期限 平成18年4月21日必着 「杉並区経理課契約担当」あて提出すること。
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成18年4月18日(火)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成18年4月21日(金)以降にメールで指定するコピー店で購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。
積算内訳書の配布	電子調達システムにより配信する。 入手時期 平成18年4月18日(火)午後1時から
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成18年4月27日(木)午後1時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成18年5月1日(月)午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成18年5月11日(木)午後5時まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	入札書の送信時に添付して提出すること。 積算内訳書の添付が無い場合には無効とする。
開札日時	平成18年5月12日(金)午前11時00分
開札場所	電子調達システム
入札回数	1回(再度入札は行わない)
落札通知	<ul style="list-style-type: none"> ・落札候補のJV構成員の全部又は一部が、同日開札される他の案件の落札候補となる場合は、一時保留とし、施工管理を確認のうえ落札決定する。 ・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%が必要
その他	1 仮契約 杉並区議会において、「高井戸小学校舎併設(仮称)高井戸北自転車

車駐車場建築工事」契約議案が原案のとおり可決されるまで、仮契約とする。

2 契約担当者 杉並区長 山田 宏

3 前払い金 有り

4 部分払い 有り

5 準拠規定 杉並区契約事務規則

6 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-3312-2111 内1535~1538

入札見積経過調書

案件番号	2006-00015	件名			
内部発注番号		高井戸小学校校舎併設(仮称)高井戸北自転車 駐車場給排水衛生設備工事			
入札見積締切日時	2006年5月11日 17時00分				
開札日時	2006年5月12日 11時00分				
予定価格	135,114,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区高井戸西二丁目2番				
業種	0900 給排水衛生工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	小泉・古川建設共同企業体			
	所在地	東京都杉並区荻窪四丁目32番5号			
落札金額	122,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	小泉・古川建設共同企業体	122,000,000円			
2	日設・三辰建設共同企業体	124,400,000円			
3	芝・克明建設共同企業体	124,800,000円			
4	経塚・大羽建設共同企業体	125,000,000円			
5	大西・塩谷建設共同企業体	125,500,000円			
6	石川・中央設備建設共同企業体	126,300,000円			
備考	<p>履行期間 契約締結の翌日から平成20年3月17日まで (地下自転車駐車場は平成19年6月15日まで)</p> <p>校舎 ・給水設備工事 ・給湯設備工事 ・消火設備工事 ・排水設備工事 等 自転車駐車場 ・給水設備工事 ・排水設備工事</p> <p>契約金額は、落札金額に消費税5パーセントを加算した金額である。 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年杉並区条例第1号)第2条の規定に基づき、杉並区議会において本体工事である「高井戸小学校校舎併設(仮称)高井戸北自転車駐車場建築工事」f契約議案が可決されるまでは仮契約とする。</p>				

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき

条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 18 年 11 月 6 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並区立杉並芸術会館建築工事
業種	建築工事
履行場所	杉並区高円寺北二丁目 1 番 2 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 20 年 11 月 28 日まで
概要	<p>用途：劇場 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 規模：地上 3 階地下 3 階、 建築面積 1,096.87 m²、延べ面積 4,977.74 m²</p> <p>・ 建築工事 ・ 倉庫棟工事 ・ 外構工事 ・ 駐車場機械設備工事 ・ 昇降機械設備工事</p>
予定価格	1,848,000,000 円（税込）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「建築工事」に登録のある業者であること。 3 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 4 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い施工現場に専任で配置できること。 6 特定建設業の許可を有すること。 7 ISO9000S 又は 14000S の認証を取得していること。 8 次のア・イの条件をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 東京電子自治体共同格付「建築工事」A 級 110 番以内を有すること。 イ 告示日以前 5 年間の官公庁における 1 件の契約実績が、建築工事で「10 億円以上」又は告示日以前 5 年間の民間における 1 件の契約実績が、建築工事で「20 億円以上」あること。
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・ 競争入札参加者心得に違反した入札。 ・ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。 ・ 公表している予定価格を上回った入札。

希望申請方法	電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成18年11月6日(月)午前9時から平成18年11月8日(水)午後3時まで (締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成18年11月9日(木)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成18年11月9日(木)以降にメールで指定するコピー店で購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。 <u>ただし、平成18年9月6日杉並区公告契約第2006-00069号の「杉並区立杉並芸術会館建築工事」に申し込み、その際に図面等を購入したものは、同一図面のため、購入の必要はない。</u>
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成18年11月15日(水)午後3時まで。なお、前回の公告時における質疑事項を杉並区公式ホームページの特設コンテンツ「入札のお知らせ - 必ずお読み下さい - 杉並区入札関連情報 - 杉並区立杉並芸術会館質疑応答」に掲載しているので、参照すること。
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成18年11月17日(金)午前10時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成18年11月24日(金)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。
開札日時	平成18年11月27日(月)午前9時30分
開札場所	電子調達システム
入札回数	1回(再度入札は行わない)
落札通知	・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の30%が必要
その他	1 仮契約 杉並区議会において、本契約議案が原案のとおり可決されるまで、仮契約とする。仮契約書の交付は、積算内訳書の提出と同時とする。

- | | |
|--|--|
| | <p>2 契約担当者 杉並区長 山田 宏</p> <p>3 前払い金 有り</p> <p>4 部分払い 有り</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 本件は「建築物に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)対象工事である。</p> <p>7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03 - 3312 - 2111 内1535 ~ 1538</p> |
|--|--|

入札見積経過調書

案件番号	2006-00075	件名			
内部発注番号		杉並区立杉並芸術会館建築工事			
入札見積締切日時	2006年11月24日 17時00分				
開札日時	2006年11月27日 9時33分				
予定価格	1,848,000,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区高円寺北二丁目1番2号				
業種	0700 建築工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	大成建設株式会社 東京支店			
	所在地	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号			
落札金額	1,748,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	大成建設株式会社 東京支店	1,748,000,000円			
備考	<p>用途 劇場 構造 地上鉄骨造、地下鉄筋コンクリート 規模 地上3階地下3階 敷地面積 1,649.26㎡ 建築面積 1,107.86㎡ 延床面積 4,977.74㎡ 契約金額は、落札金額に消費税5パーセントを加算した金額である。 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年杉並区条例第1号)第2条の規定に基づき、杉並区議会において可決されるまでは仮契約とする。</p>				

杉並区立芸術会館建築工事入札について

1 概 要

杉並区立芸術会館建築工事（杉並区高円寺北 2-1-2）

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

規模 地上 3 階地下 3 階 建築面積 1,096.87 m² 延面積 4,977.74 m²

2 入札経過

1 回目 公告日 6 月 28 日 入札日 8 月 2 日

予定価格 1,600,090,000 円

発注方法 区内業者を 1 社以上含む 3 社による建設共同企業体発注

参加資格 区内業者 出資比率 1 位 格付 A 級 実績 5 億円以上

2・3 位 格付 C 级以上 実績

区外業者 ISO 取得

出資比率 1 位 格付 A 級 100 番以内 実績 12 億円以上

2・3 位 格付 A 級 21 番以下または B 実績

最低入札参加者数 2 者

結 果 5JV 申し込み 4JV 無効 1JV 辞退

対 応

入札が不調となった案件については、大別して①参加者の資格を見直す ②設計・仕様内容を見直す、の 2 つがあるが、第 2 回に当たっては、

- 予定価格を変えずに再公告をする
- 仕様書の数量等の記載を明確化する
- 参加資格を見直す 今回の入札において、区内業者同士の JV となり、区外業者参入の障害となったとの見方もできるため、区内業者要件をはずすとともに、2 社 JV とする。
技術力・調達力のある大手業者の参入を図る

2 回目 公告日 9 月 6 日 入札予定日 10 月 11 日

予定価格 1,600,090,000 円

発注方法 2 社による建設共同企業体発注

参加資格 ISO 取得

出資比率 1 位 格付 A 級 50 番以内 実績 12 億円以上

2 位 格付 A 級で 51 番以下 実績

最低入札参加者数 2 者

結 果 1JV 申し込み

入札成立条件を 2 者以上としていたため入札不成立

対 応

- 随意契約とせず、一般競争入札として透明性・競争性を確保するため、再度公告する。
- 予定価格を 1 パーセント上乘せする（日数経過による鉄関係費・運搬費値上がり
を反映）
- 発注方法・参加資格を見直す
JV 結成の日数や業者間の利益調整を除外し、技術力のある業者が参加しやすくなるよう単体発注とし、参加条件（格付順位）を緩和する

3回目 公告日 9月25日 入札予定日 10月25日

予定価格 1,616,000,000 円

発注方法 単体発注

参加資格 ISO 取得 A 級 90 番以内 実績 10 億円以上

最低入札参加者数 2 者

結 果 3 事業者申し込み 3 事業者辞退

対 応

- 随意契約とせず、一般競争入札とし透明性・競争性を確保するため、再度公告する。
- 予定価格を 10 パーセント上乘せする（鉄骨工事の加工組立費および仮設費と製作ものを中心とする価格を調整）
- 参加資格を見直す。業者が参加しやすくなるよう参加条件（格付順位）を緩和
- 最低入札参加者数を 1 者とする。
これまで 3 回公告を行ったことから、すでに競争がなされており、1 事業者の申し込みとなっても、競争性・公平性等を確保した入札で契約相手を決定できるため

4回目 公告日 11月6日 入札日 11月27日

予定価格 1,760,000,000 円

発注方法 単体発注

参加資格 ISO 取得 A 級 110 番以内 実績 10 円億以上

最低入札参加者数 1 者

結 果 1 事業者申し込み 予定価格の範囲内で落札

入札経過調書 (工事)

平成 18 年度

契約番号 70000441
契約件名 沓掛小学校外1校バリアフリー化工事
入札日時 平成 19 年 2 月 19 日 午前 10 時 10 分
工事場所 杉並区清水三丁目1番9号外
契約金額 3,013,500 円 (税込み)

予定額 (円)	落札率
2,950,000 (税抜き)	97.2%
3,097,500 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20064165	阿部産業						
	杉並区	2,900,000	3					
2	20001899	荒川建興						落札
	杉並区	2,870,000	1					
3	20021598	印南建設						
	杉並区	2,920,000	5					
4	20001910	加賀建設						
	杉並区	2,880,000	2					
5	20054313	富士興業						
	杉並区	2,900,000	3					
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

入札経過調書 (工事)

平成 18 年度

契約番号 70000016.17
契約件名 街路灯補修工事(単価契約)その1
入札日時 平成 18 年 3 月 16 日 午後 2 時 10 分
工事場所 杉並区内
契約金額 17,745,000 円 (税込み)

予定額 (円)	落札率
17,601,345 (税抜き)	96.0%
18,481,412 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20004669	佐久電工						
	杉並区	17,280,000	5					
2	20004944	米山電気工業						
	杉並区	17,130,000	3					
3	20004774	第一電工						
	杉並区	17,100,000	2					
4	20038717	サンコー技研						
	杉並区	17,200,000	4					
5	20004642	杉本電気工事						落札
	杉並区	16,900,000	1					
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	杉並区和泉2丁目27番31号
	名称	杉本電気工事 株式会社
工事	名称	街路灯補修工事(単価契約)その1
	場所	杉並区内
	種別	電気工事
	概要	床掘工 外135工種
工事着手時期		平成18年4月上旬
工事完成時期		平成18年7月14日
契約金額		17,745,000円

指 名 理 由

- 1 工事件名 街路灯補修工事(単価契約)その1
- 2 業 種 電気
- 3 入札年月日 平成18年3月16日

指 名 競 争 入 札			
1 指名の条件			
ア 杉並区の該当業種に登録のある区内業者であること。			
イ 経営事項審査総合評点(電気で指名時最新のもの)500点以上であること。			
2 1のア、イに該当する業者に下記指名判断項目を適用し、5社を指名した。			
	指 名 判 断 項 目	適 用 の 有 無	備 考
1	杉並区からの指名及び受注の状況		
2	官公庁工事の実績の有無		
3	既発注工事の施工成績		
4	発注工事に対する地域性		
5	発注工事施工についての技術的適性		
6	発注工事の内容に適した専門性		
7	その他		

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、条件付一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成 18 年 2 月 8 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並第十小学校温水プール監視業務等委託
業種（営業種目）	警備・受付等 取扱品目「プール管理」
履行場所（納入場所）	杉並区和田三丁目 5 5 番 4 9 号
履行期間（納入期限）	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
概要	<p>1 施設概要 一般用プール 25m×13m 水深 1.20～1.40 1箇所 幼児用プール 12m×4m 水深 0.55～0.60 1箇所 更衣室 3箇所 男子更衣室 ロッカー数 168個 女子更衣室 ロッカー数 156個 障害者更衣室 ロッカー数 12個</p> <p>2 業務時間 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで</p> <p>3 業務日 毎月第一火曜日を除く毎日</p> <p>4 配置人員 責任者 1 名（財）日本体育施設協会水泳指導管理士資格者又は日本赤十字社水上安全法救助員認定者で 25 歳以上の者 従事者 最大配置 6 名 18 歳以上で、水泳ができ、救助法及び心肺蘇生法の研修・訓練の受講修了者。なお、業務の必要上、男女の比率は同率とする。</p> <p>5 業務内容 （1）プール監視（2）日常管理（3）水質等管理（4）日常清掃（5）自転車整理（6）その他</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 公告日以前 3 年間に警備業法違反により、東京都公安委員会から営業停止処分を受けていないこと。</p> <p>4 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、営業種目「警備・受付等」取扱品目「プール管理」に登録があり、次の区分ごとの条件をすべて満たすもの。</p> <p>（1）区内業者（杉並区内に本店又は支店等を有するもの） ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、平成 18 年 2 月 1 日現在、A 又は B であること。 イ 公告日以前 5 年間に、官公庁又は民間におけるプール監視業務の実績があること。（区内支店等は、当該支店の実績とする。） ウ 上記契約で、事故等により賠償その他の責任を負ったことがないこと。</p> <p>（2）区外業者 ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、平成 18 年 2 月 1 日現在、A であること。 イ 公告日以前 5 年間に、官公庁又は民間におけるプール監視業務の実績があること。</p>

	<p>ウ 上記契約で、事故等により賠償その他の責任を負ったことがないこと。</p> <p>エ ISO9000又は14000シリーズの認証を取得していること。</p> <p>5 事業協同組合が入札に参加する場合には、当該組合の組合員は単独で参加できない。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであったても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札
希望申請方法	電子調達システムにより申し込む。
希望申請書提出期間	平成18年 2月 8日(水)から平成18年 2月10日(金)午後5時まで。 (締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成18年 2月14日(火)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。(入札参加資格確認結果通知書)
図面・仕様書等の入手方法	平成18年 2月14日(火)から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。
質問の方法	発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成18年 2月17日(金)午後4時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧日時 平成18年 2月21日(火)午前9時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成18年 2月27日(月)午後5時まで(締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない)
入札方法	電子調達システムによる。 入札金額は、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
開札日時	平成18年 2月28日(火)午前10時50分
開札場所	電子調達システム
入札回数	2回まで(初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成18年 2月28日(火)午後3時50分に行う予定である。)
落札通知	落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。
最低制限価格	設定しない。
入札保証金	納付免除
契約保証金	必要な場合がある。
積算内訳書の提出	入札に係る積算内訳書(総括及び費目別内訳)を提出しなければ契約書類一式は交付できない。(様式は任意とする。)
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結期限 平成18年 4月 1日 2 契約担当者 杉並区政策経営部長 松沼 信夫 3 前払い金 なし 4 準拠規定 杉並区契約事務規則、 6 連絡先 入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535~1538

入札見積経過調書

案件番号	2005-00032	件名			
内部発注番号		杉並第十小学校温水プール監視業務等委託			
入札見積締切日時	2006年2月27日 17時00分				
開札日時	2006年2月28日 10時51分				
予定価格	非公表				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区和田三丁目55番49号				
営業種目1	105 警備・受付等	取扱品目	07 プール管理		
			0		
			0		
入札方法	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	日誠ビル管理株式会社			
	所在地	東京都杉並区上高井戸一丁目25番17号			
落札金額	32,000,000円				
NO	商号又は名称	第1回	第2回	備考	
1	日誠ビル管理株式会社	32,000,000円			
2	京浜企業株式会社	32,850,000円			
3	株式会社オーチュー 杉並支店	32,900,000円			
4	不二興産株式会社	33,480,000円			
5	株式会社城西企業 杉並支店	34,000,000円			
6	株式会社京王設備サービス	35,000,000円			
7	株式会社プロスペック	36,870,000円			
8	東名設備株式会社 杉並支店	37,000,000円			
9	株式会社ビルメン 東京支店	37,500,000円			
10	富士建物管理株式会社 東京支店	37,980,000円			
11	株式会社セノン	38,650,000円			
12	株式会社サンアメニティ	39,200,000円			
13	日本美装株式会社 東京支店	39,850,000円			
14	株式会社明和産業 杉並営業所	40,000,000円			
15	株式会社東宝クリーンサービス	41,000,000円			
16	株式会社サイオー 東京支店	42,500,000円			
17	株式会社日進産業	43,500,000円			
備考	○契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。				

発注公告・条件付一般競争入札

杉並区公告契約第 2006 - 00025 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、条件付一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成 18 年 4 月 12 日

杉並区長 山田 宏

件名	安全パトロール業務委託（長期継続契約）
業種（営業種目）	警備・受付等 取扱品目「施設警備」又は「その他警備」
履行場所（納入場所）	杉並区内全域
履行期間（納入期限）	平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
概要	<p>1 資源抜き取り防止パトロール (1) 業務時間・実施日 午前 6 時 30 分から午前 10 時まで 日曜日と 12 月 31 日から 1 月 3 日を除く毎日 (2) 下記のパトロール車両 3 台、従事者は車両 1 台につき 2 名</p> <p>2 防犯パトロール (1) 業務時間・実施日 午前 10 時から午後 7 時まで 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く毎日 (2) 下記のパトロール車両 3 台、従事者は車両 1 台につき 2 名</p> <p>3 区立公園パトロール (1) 業務時間・実施日 午後 8 時から翌日午前 6 時まで 除外日なく毎日 (2) 下記のパトロール車両 3 台、従事者は車両 1 台につき 2 名 ただし、7 月から 9 月までは、パトロール車両 4 台 12 月から 2 月までは、パトロール車両 2 台</p> <p>4 パトロール車両 警察車両仕様の白黒ツートン車体に、「杉並区安全パトロール隊」の名を入れ、青色回転灯を設置し、車両運行管理システム端末装置を備えた軽自動車 4 台とする。陸運局及び警察署の許可等を契約開始前に行い、業務に支障をきたさないこと。</p> <p>5 その他 業務履行に必要な関係機関への届出・許可等を遅滞なく行うこと。</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、営業種目「警備・受付等」取扱品目「施設警備」又は「その他警備」に登録があり、次の条件をすべて満たすもの。 ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、平成 18 年 4 月 1 日現在、A - 50 番以内であること。 イ 公告日以前 3 年間に官公庁又は民間における「警備・受付等」の契約実績があり、かつ 1 件の最高契約金額が 3 千万円以上であること。 ウ ISO 9000 又は 14000 シリーズの認証を取得していること。 エ 公告日以前 3 年間に警備業法違反により、東京都公安委員会から営業停止処分を受けていないこと。</p>

入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札
希望申請方法	電子調達システムにより申し込む。
希望申請書提出期間	平成18年4月12日(水)から平成18年4月14日(金)午後4時まで。 (締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成18年4月17日(月)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。(入札参加資格確認結果通知書)
図面・仕様書等の入手方法	平成18年4月17日(月)から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。
質問の方法	発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成18年4月20日(木)午後4時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧日時 平成18年4月24日(月)午前9時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成18年4月28日(金)午後5時まで(締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない)
入札方法	電子調達システムによる。 入札金額は、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。 長期継続契約の入札金額は、別紙の「長期継続契約制度施行に伴う入札方法及び契約書等の変更について(通知)」を参照のこと。
開札日時	平成18年5月1日(月)午前10時
開札場所	電子調達システム
入札回数	2回まで(初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成18年5月1日(月)午後3時に行う予定。)
落札通知	落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。
最低制限価格	設定しない。
入札保証金	納付免除
契約保証金	必要な場合がある。
積算内訳書の提出	入札に係る積算内訳書(総括及び費目別内訳)を提出しなければ契約書類一式は交付できない。(様式は任意とする。)
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結期限 落札の日から10日以内 2 契約担当者 杉並区政策経営部長 松沼 信夫 3 前払い金 なし 4 準拠規定 杉並区契約事務規則、杉並区長期継続契約を締結できる契約を定める条例、同条例施行規則 6 連絡先 入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535~1538

入札見積経過調書

案件番号	2006-00025	件名			
内部発注番号		安全パトロール業務委託(長期継続契約)			
入札見積締切日時	2006年4月28日 17時00分				
開札日時	2006年5月1日 10時04分				
予定価格	非公表				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区内全域				
営業種目1	105 警備・受付等	取扱品目	01 施設警備		
			03 その他警備		
			00		
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	シンテイ警備株式会社			
	所在地	東京都中央区新富一丁目8番8号シンテイビル			
落札金額	77,160,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	シンテイ警備株式会社	77,160,000円			
2	株式会社セノン	79,750,000円			
3	株式会社全日警 東京中央支社	109,500,000円			
4	テイシン警備株式会社 東京支社	123,200,000円			
5	株式会社ジャパンメンテナンス 東京支社	194,670,000円			
備考					

発注公告・条件付一般競争入札

杉並区公告契約第 2005 - 00028 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、条件付一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成 18 年 2 月 8 日

杉並区長 山田 宏

件名	安全パトロール業務委託（長期継続契約）
業種（営業種目）	警備・受付等 取扱品目「施設警備」又は「その他警備」
履行場所（納入場所）	杉並区内全域
履行期間（納入期限）	平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで（2 年間）
概要	<p>1 資源抜き取り防止パトロール (1) 業務時間・実施日 午前 6 時 30 分から午前 10 時まで 日曜日と 12 月 31 日から 1 月 3 日を除く毎日 (2) 下記のパトロール車両 3 台、従事者は車両 1 台につき 2 名</p> <p>2 防犯パトロール (1) 業務時間・実施日 午前 10 時から午後 7 時まで 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く毎日 (2) 下記のパトロール車両 3 台、従事者は車両 1 台につき 2 名</p> <p>3 区立公園パトロール (1) 業務時間・実施日 午後 8 時から翌日午前 6 時まで 除外日なく毎日 (2) 下記のパトロール車両 3 台、従事者は車両 1 台につき 2 名 ただし、7 月から 9 月までは、パトロール車両 4 台 12 月から 2 月までは、パトロール車両 2 台</p> <p>4 パトロール車両 警察車両仕様の白黒ツートン車体に、「杉並区安全パトロール」の名を入れ、青色回転灯を設置し、車両運行管理システム端末装置を備えた軽自動車 4 台とする。陸運局及び警察署の許可等を契約開始前に行い、業務に支障をきたさないこと。</p> <p>5 その他 業務履行に必要な関係機関への届出・許可等を遅滞なく行うこと。</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、営業種目「警備・受付等」取扱品目「施設警備」又は「その他警備」に登録があり、次の条件をすべて満たすもの。 ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、平成 18 年 2 月 1 日現在、A - 30 番以内であること。 イ 公告日以前 3 年間に官公庁又は民間における「警備・受付等」の契約実績があり、かつ 1 件の最高契約金額が 3 千万円以上であること。 ウ ISO 9000 又は 14000 シリーズの認証を取得していること。 エ 公告日以前 3 年間に警備業法違反により、東京都公安委員会から営業停止処分を受けていないこと。</p>

入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札
希望申請方法	電子調達システムにより申し込む。
希望申請書提出期間	平成18年 2月 8日(水)から平成18年 2月10日(金)午後5時まで。 (締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成18年 2月14日(火)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。(入札参加資格確認結果通知書)
図面・仕様書等の入手方法	平成18年 2月14日(火)から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。
質問の方法	発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成18年 2月16日(木)午後4時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧日時 平成18年 2月21日(火)午前9時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成18年 2月24日(金)午後5時まで(締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない)
入札方法	電子調達システムによる。 入札金額は、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。 長期継続契約の入札金額は、別紙の「長期継続契約制度施行に伴う入札方法及び契約書等の変更について(通知)」を参照のこと。
開札日時	平成18年 2月27日(月)午前10時
開札場所	電子調達システム
入札回数	2回まで(初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成18年 2月27日(月)午後3時に行う予定。)
落札通知	落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。
最低制限価格	設定しない。
入札保証金	納付免除
契約保証金	必要な場合がある。
積算内訳書の提出	入札に係る積算内訳書(総括及び費目別内訳)を提出しなければ契約書類一式は交付できない。(様式は任意とする。)
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結期限 平成18年 4月 1日 2 契約担当者 杉並区政策経営部長 松沼 信夫 3 前払い金 なし 4 準拠規定 杉並区契約事務規則、杉並区長期継続契約を締結できる契約を定める条例、同条例施行規則 6 連絡先 入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535~1538

入札見積経過調書

案件番号	2005-00028	件名			
内部発注番号		安全パトロール業務委託			
入札見積締切日時	2006年2月24日 17時00分				
開札日時	2006年2月27日 15時00分				
予定価格		非公表			
最低制限価格		非公表			
履行場所	東京都杉並区区内全域				
営業種目1	105 警備・受付等	取扱品目	01 施設警備		
			02 その他警備		
			0		
入札方法	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称				
	所在地				
落札金額					
NO	商号又は名称	第1回	第2回	備考	
1	株式会社セノン	129,323,592円	112,000,000円		
2	株式会社日警 東京中央支店	116,000,000円	113,000,000円		
3	太平ビルサービス株式会社				
		不参	* *		
備考	再度の入札によっても予定価格に達せず、本案件の入札は終了する。				

入札経過調書 (委託)

平成 18 年度

契約番号 50000730

契約件名 選挙物品配送、回収並びに投票所(期日前)、開票所設営及び撤去委託

入札日時 平成 19 年 2 月 21 日 午前 10 時 0 分

履行場所 別紙仕様書のとおり

契約金額 17,144,400 円 (税込み)

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	
1	10085880	(株) 日本レクリエーションサービスセンター						
	杉並区	21,200,000	6					
2	10008834	(株) 東京祭展						
	北区	18,800,000	2					
3	10005398	三和舞台(株)						
	足立区	20,050,000	4					
4	10077399	保安工業(株)						
	杉並区	20,870,000	5					
5	10014354	(株) ムラヤマ						
	文京区	20,000,000	3					
6	10008737	東京企画装飾(株)						落札
	練馬区	16,328,000	1					
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

入札経過調書 (委託)

平成 18 年度

契約番号 90000042
契約件名 中央図書館清掃等建物管理業務委託
入札日時 平成 18 年 3 月 2 日 午前 10 時 30 分
履行場所 杉並区立中央図書館
契約金額 29,610,000 円 (税込み)

番号	業者コード 所在地	入札業者名						備考
		第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	
1	10015571 (株) オリエントサービス							
	杉並区	29,000,000	9					
2	10015580 (株) 環境技研							
	杉並区	28,650,000	6					
3	10015598 協和産業 (株)							落札
	杉並区	28,200,000	1					
4	10015601 (株) 京王設備サービス							
	杉並区	29,100,000	10					
5	10015610 京浜企業 (株)							
	杉並区	28,550,000	2					
6	10030180 (株) シィ・トゥ・シィ							
	杉並区	29,150,000	11					
7	10015628 ジェイ・ビー・シーサービス (株)							
	杉並区	28,600,000	4					
8	10015660 (株) 清美商会							
	杉並区	28,880,000	7					
9	10015679 (株) 創和							
	杉並区	29,250,000	12					
10	10015776 東京企業 (株)							
	杉並区	28,900,000	8					
11	10015784 日本環境衛生 (株)							
	杉並区	28,600,000	4					
12	10015725 (株) 豊栄美装							
	杉並区	28,550,000	2					
13	10015792 ヤマト装備 (株)							
	杉並区	29,300,000	13					
14	10015806 (株) 勇和商事							
	杉並区	29,400,000	14					
15	10017558 (株) リンレイサービス							
	杉並区	29,950,000	15					
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税5パーセントを加算した金額である。

入札経過調書 (委託)

平成 18 年度

契約番号	65000014
契約件名	松浜中学校改築に伴う基本設計委託
入札日時	平成 18 年 6 月 23 日 午前 10 時 0 分
履行場所	仕様書のとおり
契約金額	1,858,500 円 (税込み)

予定額 (円)	落札率
9,522,000 (税抜き)	
9,998,100 (税込み)	18.5%

番号	業者コード 所在地	入札業者名							備考
		第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	減価交渉金額(円)	
1	20024805 (株)池下設計								
	杉並区	9,880,000	7						
2	20026026 (株)日立建設設計								
	千代田区	9,500,000	6						
3	20065137 (株)浦野設計								落札
	文京区	1,770,000	1						
4	20009350 (株)青島設計								
	港区	14,800,000	8						
5	20009725 (株)相和技術研究所								
	目黒区	4,000,000	2						
6	20009768 (株)泉創建エンジニアリング								
	中央区	5,280,000	3						
7	20009539 (株)桂設計								
	新宿区	8,800,000	4						
8	20008753 (株)奥野設計								
	中野区	9,200,000	5						
9	20009580 共同設計(株)								
	新宿区	14,800,000	8						
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。